明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

No. 10. October 1910.
VOL. XXIII.

監獄協會雜誌

明治四十三年

十月二十日發行

第貳拾參卷
第拾號

監獄協會發行

明治廿一年五月創刊

第貳拾參卷第拾號目次

○論　說……（一頁）
○紐育第一部少年裁判所……司法省參事官　谷野格（一九頁）
○寄　書……（一九頁）
○監獄衞生雜感（其十七）……金澤石崎賢樂生
○在監者の接見及び書信に就て……甲府櫻井革聲
○監獄の美術を論じ併せて希望を述ぶ……岡山藤井檀窓
○逃走豫防に就て……秋田旭道山人
○統　計……（三一頁）
○明治四十三年八月末日現在在監人員表……
○明治四十三年八月末日現在受刑者罪名表……
○明治四十三年八月末日現在在監人員監獄別表……
○救護事業……（三八頁）
○佛敎職合保護會成る……上田典獄談
○自助與産館事業概要……岡山推獎生
○雜　錄……（四七頁）
○犯罪と嗜好色彩……
○大谷派法主の親敎……
○在監者の情願事項調……
○在監中の犯罪及逃走件數……
○逃走事故……
○三ヶ月間の工錢及賞與金增減比較……
○眞本事務官の消息（四）……
○武田慧宏氏の消息……
○小山監獄局長の容體……
○各地通信……（七六頁）
○東京たより……
○小菅たより……
○長野たより……
○叙任及辭令……（八〇頁）
○本會記事……（八一頁）
○犯罪者の研究　寺田文學士の報告……

監獄協會雜誌第貳拾參卷第拾號

論　說

○紐育第一部少年裁判所（續）

司法省參事官　谷野格

第二、考試官、

考試とは要するに人格の試査即ち判定を云ふのだ、そして刑事宣告猶豫（刑の執行猶豫）の制度も亦考試制度の一體樣で從つて千八百七十八年 Massachusetts で採用したのが考試制度の先驅だと云はなければならぬが完全な考試は考試官に依る考試制度の實施を伴はなければならぬことは言を俟たない、紐育州では十數年前から宣告猶豫の制度を實施したのだが千九百年十二月に至り特別の立法をせずに考試官に依る成年者の考試制度を實施し千九百二年少年裁判所の設置と共に其管轄する少年事件にも亦考試官に依る考試が出來ることとし千九百四年の頃より女子考試官を認め女子の考試に從事せしめたのだ、

當少年裁判所制度の特色の一つは少年虐待防止會吏員が同時に考試官と爲ることに在るのは前に述べたところだ、千八百八十八年の法律第四百九十章に依る刑法第六百六十八條に依ると適法に成立つた少年虐待防止會の吏員は刑事訴訟法第百五十四條に規定してある治安官吏とする旨の規定があり千八百九十五年の法律第五百五十九章に依る紐育法第七十二條に依ると少年の虐待防止を目的と

する團體は凡て少年に關する法律の違犯に付き管轄裁判所（Court, Tribunal, Magistrate）に訴を爲し手續中何時でも裁判所に對し法律及び事實の釋明を爲すことが出來る旨、少年虐待防止團體は裁判所の命令に依つて未成年者の身上保護者に選定せられ且つ凡て裁判所から收容を命じたる少年を自費を以て受領して留置することが出來る旨及び凡て市裁判官及び治安官吏は少年に關する法律及び動物虐待防止法の執行上此種の團體、其吏員及び社員を補助す可き旨が規定してある。千九百七年の法律第四百三十章州立考試委員會を設立し且つ其權義を定むる件に依ると全州の考試事業を監督せしむる爲め考試委員會を設け其委員を七人とし敎育委員（一人）は當然、慈善局及び監獄委員會の選定した者各一人、知事の選任したる者四人で構成することに爲つた。

少年虐待防止會は千九百三年の頃時の會長 Vernon M. Davis（ヴァーノン・エム・デヴィス）の名で左の如く吏員の心得方を命令した、此 Davis（デヴィス）氏は其後幾程もなく至高法院判事に就任せられた樣だ、

『本會の特別吏員として成果を擧げんには少年に同情し其利害を分つことを要す、特別吏員少年に關渉するに付ては該少年の身體上の安慰及び道義上の福利に至極の配意を爲すことを要す而して其保護中に在つては少年を惡習と接觸せしめず、淫逸、非禮及び泥醉の活劇より離隔するを要す、吏員は本會の應接間は少年の爲め晝夜開かれ居ることを念頭に置き困厄する少年ありとせば直に之を慰諭することを要す、吏員は公衆又は官吏に對し常に禮讓を守り情感を露出し又は輕擧を爲すことなき樣注意するを要す』

考試官は上述の如く凡て少年に關する違犯事件に付き訴を爲すことが出來るが其外に概言すると尙ほ左の三樣の職務がある、

1. 事件に付ての搜査少年裁判所事件に付ては考試官は審判期日前事件に關する事實及び少年の境遇其他を搜査し書面で其結果を裁判所に報告せなければならぬ、左に其一報告書を譯出して報告書

の一班を紹介しよー、

特別開廷裁判所

第一部、少年裁判所

人民對　何野何吉

紐育、四月十七日、千九百七年、

事件番號 206961. 吏員 Vinton（ヴィントン）——逮捕日時、四月十四日、千九百七年、——嫌疑小窃盜（第八街第六町 Ludlow（ラドロー）停留場に於て價格六弗六十八仙の新聞紙一括を窃取す）、少年の年齡十二歲、宗敎、舊敎、父 Patrick（パトリック）母 Mary（メリー）住所西 Houston（ハウストン）街、

本會の搜査したるところに依れば被告人は千九百四年十月一日既に家宅侵入の嫌疑（窃盜の目的を以て Barrow（バロー）街第百二十七番地の廐舍に侵入す）に因り逮捕せられ少年裁判所に於て判事 Olmsted（オルムステッド）の審判を受けたるものゝ如し、同人は不法侵入の嫌疑に付き無罪なりと辨解したりと雖も有罪の判定を受け同十月二十九日迄宣誓釋放せられたるが尋て其宣告を猶豫せられたり、

千九百五年六月十二日同人は放逸なる行動（石の投合に干與す）を爲したりとの嫌疑の爲めに少年裁判所の審判を受け判事 Heuel（ヘウエル）に依り二弗の罰金に處せられたり、

被告人は其父母と共に六個の恰好なる房室に居住し居り父母は門番及び隣人間に好評を受け且つ敬す可き勤勉者なり、被告人は有名なる至極の惡童にして不斷の通學を爲さず、惡友と交際し且深更迄歸宅せず、其母は被告人は常に其命令に服すと云ひたりと雖も同

人が不斷の通學を爲さず、惡友と交際し且つ深更迄歸宅せざる事實を承認したり、
第八小學校に於て予は左の報告を得たり
何野何吉は千九百七年二月一日以來十六日出席したり、出校中は操行良にして厄介を掛くること少しと雖も敏速に習得することを得ず

校長（署名）M. F. Devlin.

右謹記す

監督 F. Fellows, Jenkins.

2. 出廷、考試官は其取扱ひたる事件に付ての期日に出廷し或は爲す可き處分に付ての意見を陳述し

或は搜査したる事實を詳悉せねばならぬ、

3. 考試、考試の責任者が法律上少年裁判所なることは勿論だが事實上の活動者は考試官なのだ、考試官は本人なる少年と接觸するは勿論、父母、學校長、使用主、隣人其他の者から報告を得て少年の操行如何を推知し其結果或は激勵したり又家庭其他周圍の狀況を査察して若し不當なりとせば其狀況を變へることに助力したり或は使用主を變へたり或は家庭外に居住せしめたり要するに熱烈な誠意を以て苟くも少年の人格を改造するに便宜だろうと思ふ凡ての手段を講するのだ、そして時々少年裁判所に其考試の成績を報告することが考試の終期數日前吏に概ね左の如き報告をする樣だ、

第20361號
宣誓被解放者に關する報告

人民對　何野何吉　十二歲

紐育、七月十七日、千九百七年、

吏員 Cunningham.——逮捕日時、四月十四日、千九百七年、——嫌疑小窃盜、——宿所、從前は西 Houston 街、目下 Bleeker 街、——宗教、舊敎、父 Patrick 母 Mary——經歷、千九百七年四月十五日被告人は小窃盜の嫌疑（第八街第六町に在る L 停留場傍に於て借格六弗六十八仙の新聞紙一束を窃取す）に因り少年裁判所に召喚せられ無罪なりとの辨解を爲したりと雖も審理の上有罪の判定を受けたり判事 Neller は四月十八日迄宣告を延期したるが同日五月四日迄の間宣誓解放に付し更に千九百七年六月二十二日迄其宣誓解放を繼續せしめたり、

本件に付き本會の再探するところに依れば被告人は其父母と共に在 Bleeker 街の清潔且つ恰好なる家庭に居住し其母は同人が柔順にして不斷に通學し、夜深しをせず又惡友と交際せざる旨を述へたり、父母に付ての風評は良好なり、

予は在 Elm 街第八小學校に於て左の報告を得たり、

何野何吉（12）は日々本校に通學し去月中少年裁判所に於て宣誓解放を受けたる日のみ半日丈欠席したり、

校長（署名）Michael E. Devlin.
副校長 Per. A. Mc Donough.

特別開廷裁判所

第一部、少年裁判所

右謹記す

監督　E. Fellows.　Jenkins.

第三養育及び感化の慈善的設備

此種の設備の多數なることは亦當紐育州の特色の樣だ、各設備の名稱及び其收容者の性、年齡、國籍、宗教其他は前に述べた北米合衆國少年裁判所論中に詳記したから玆では其說明を省いて唯少年裁判所常用の「十六歲未滿の少年を交付し得べき設備表」を記載するに止める、少年裁判所は日々各種の設備より被收容者の員數の報告を受けて右設備表中に記入し處分を爲すに付ての有要の資料とするのだ、

年月日、火曜日、五月十九日、千九百八年

十六歲未滿の少年を交付し得へき設備表

設備の名稱	宗教	被收容者の性	年齡	定員 男	定員 女	現員 男	現員 女	摘要	交通遮斷
American Female Guar dian Society and Home for The Friendless.	新教	男及ヒ女	-2-10 -2-14	101	106	(記入ナシ)			
New York, Juvenile Asylum.	新教	男及ヒ女	-2-16 -2-6	320	12	311	4		
Five Points House of Industry.	新教	男及ヒ女	2½-12	165	160	160	128		
The Protestant Episcopal House of Mercy.	新教	女	12-16		100		104		

Colred Orphan Asylum and Association for The Benefit of Colored Children in The City of New York.	新教	男及ヒ女	2-10	190	135	171	132		
Brooklyn Howard Colored Orphan Asylum.	新教	男及ヒ女	2-14 2-16	173	133	161	117		
Hope Farm.	新教	男及ヒ女	2-12 2-16	35	40			六歲以上ノ女子ハアリ其他ハナシ	
New York Cotholic Protectory.	舊教	男及ヒ女	2-16	2200	1000	2102	513		
Mission of Immaculate Virgin.	舊教	男及ヒ女	4-16	1125	550	1125	538		
St. Agathas Home for Children.	舊教	男及ヒ女	2-16	280	450	238	332		
Missionary Sisters of The Brd Order of St. Francis.	舊教	男及ヒ女	2-12 2-16	755	529	642	509		
Institution of Mercy.	舊教	男及ヒ女	2-8 2-14	600	700	359	383		
Asylum of The Sisters of St. Dominica.	舊教	男及ヒ女	2-16	250	450	230	420		
Dominiscan Convent of Our Lady of The Rosrry.	舊教	男及ヒ女	2-8 2-16	700	400	559	357		
The Roman Catholic House of The Good Shepherd.	舊教	女	12-16		200		180		
St. Ann's Home.	舊教	女	5-16		500		327		
St. Joseph's Orphan Asylum.	舊教	男及ヒ女	2-16	500	350	483	334	收容セス	

Hebrew Benevolent and Orphan Asylum Society.	ヘブリュー	男及ヒ女	5-12	700	500	704	494	
Hebrew Sheltering Guardian Society and Orphan Asylum.	ヘブリュー	男及ヒ女	5-13	500	300	446	301	
Hebrew Infant Asylum	ヘブリュー	男及ヒ女	5-	151	82	64		
Jewish, Protectory and Aid Society.	ヘブリュー	男	8-16	180		180	空室ナシ	
New York States Training School for Girls.	無差別	女	16-		290		290 空室ナシ	
The Managers of The Society for The Reformation of Juvenile Delinquent in The City of New York (The House of Refuge).	無差別	男	12-16	850		669		

終りに臨み一言せざるを得ないのは紐育少年虐待防止協會（New York Socity for The Prevention of Cruelty to Children）だ、本會は社團法の發布前即ち千八百七十五年の法律で設立せられたるもので千八百九十五年に至り社團法の適用上一個の少年虐待防止協會となつたのだ、要するに私立の協會たるに過ぎないのだが訴を爲すこと、逮捕の權限其他で公共的の性質を有して居るのみならず左の三樣の場合には會の費用を以て十二歲乃至十六歲の少年を留置することが出來る、

1. 證人たる少年入場を命せられたるとき、
2. 試驗的に留置す可きとき、
3. 審判中なるとき、

だから本會は一面には考試官たる權限が有ると共に他方には他州に於ける所謂留置場（Detention School, Detention House）に當るのだ、少年裁判所年報は每年本會の事業に特別の感謝を爲すのが例

と爲つて居るが千九百十年度の報告には紐育協會は少年救濟事業の歷史上此種の設備中の卒先者にして同會設立の功は主として判事 Erbridge T. Gerry の苦心に歸せざるを得ず又本會の記錄は千八百七十四年に溯つて存在し全世界中の同種の設備に於て見ることを得ざる程度に於て完全なるものにして何時たりとも裁判所の審査に利用することを得べしと云ひ、千九百九年度の報告には當裁判所は紐育少年虐待防止協會に依り考試事業上名狀す可からざる助力を受くることを幸とす、同協會の監督にして三十年來少年の救治界に活動したる E. Fellows Jenkins は直接此種の考試事件に付ての搜査を監督す、同會は其設立以來の記錄を有し世界中の同種の設備の記錄中最も完全なるものを以て目す可く而かも何時たりと雖も裁判所に於て之を使用することを得べし、凡て逮捕せられたる少年に付ては或は之を同會の留置場に留置し或は否らずとするも逮捕の事實又は保釋若くは父母の誓約に因る釋放の事實の報告を受くるを以て各事件に付き若し裁判所に於て少年又は其家族の詳細なる經歷を知るの要ありとせば其終局の處分前之を詳悉することを得べしと云へり、千九百九年十二月三十一日附同會監督 Thomas D. Walsh の宣誓解放報告に依れば『少年裁判所設立後の七年間に於て一萬五十三人の男女は宣誓解放せられたるが舊制度に依れば九割迄は感化院に送付せられたるなる可し而して一萬五十三人の男女中九千七百四十七人は爾後更に少年犯人として何等聞くところなきに至りたり即ち八割七分に付ては其家庭を改良し、或は必要なりとせば之に職業を與へ又は家庭を作らしめたるが此種改造の事業を爲すに付き何等少年の自由又は家庭の獨立に干涉することなかりしと云へり、

第四、少年保護の法律、

廣く少年保護の法律と題したが主として少年保護の刑罰法を擧示する積だから私法又は手續法には及ばない、手續法に付ては刑事訴訟法其他の單行法中に散在するのだが其主要なものは既に上述し

て置いた但し左記の法律條項は千九百六年の出版で千九百七年一部の補充をしたに依つて取調べたのだから千九百七年後改正せられた分があるかも知れない、

1. 責任年齡七歲未滿の者は重輕罪に付き責任なし、七歲乃至十二歲の者は重輕罪を犯す能力なきものと推定せらる（刑法第十八條千八百八十八年の法律第百四十五章に依る刑法第十九條）、
2. 略取誘拐、刑法第二百十一條に一般の略取誘拐罪を規定したが十六歲未滿の少年に付ては特に同條第二號に（千八百八十八年の法律第百四十五章）規定してある、曰く何人たりとも少年の父母其他法律上の保護監督の權を有する者の勢力外に置く目的又は少年の送還其他の處分に因り金錢其他の報酬を得る目的又は少年の身邊に存する物を竊取する目的を以て十六歲未滿の少年を略取誘拐又は留置したる者は十五年以下の拘禁に處すと、
3. 强姦、千八百九十五年の法律第四百六十章に依る刑法第二百七十八條は一般の强姦罪を規定し二十年以下の拘禁に處す可き旨を規定し其末段に於ては十八歲未滿の妻以外の女子と交接したる者は第一位の强姦を以て論す可からざる場合に於ても第二位の强姦とし十年以下の拘禁に處す可き旨を規定したり、
4. 猥褻又は結婚の目的に出でたる十八歲未滿の女子の略取誘拐、——千八百八十四年の法律第四十六章及び千八百八十六年の法律第三十一章に依る刑法第二百八十二條は賣淫を爲さしめ、交接を爲し又は結婚を爲す目的を以て十八歲未滿の女子を略取誘拐又は收受したる者は十年以下の拘禁又は千弗以下の罰金又は如上の拘禁及び罰金に處す可き旨を規定したり、
5. 十四歲の未滿の少年の遺棄、千八百八十七年の法律第三百二十五章及び千九百三年の法律第三百七十六章に依る刑法第二百八十七條は十四歲に滿たざる少年の父母其他其養育上又は敎育上監督權を有する者遺棄の目的を以て之と隔離したる者は七年以下の拘禁に處す可き旨を規定したり、

6. 十六歲未滿の少年の遺棄、千九百五年の法律第百六十八章に依る刑法第二百八十七條の一に依れは十六歲未滿の少年の父母其他其養育上又は敎育上の監督權を有する者窮乏の狀況に之を遺棄し且惡意を以て必要且適當なる衣食住を供せざる者は二年以下の拘禁又は千弗以下の罰金又は如上の拘禁及び罰金に處す可き重罪の犯人とする旨を規定したり、
7. 少年の不給養、嬰兒の養育、——千八百九十一年の法律第三百二十五章に依る刑法第二百八十八條に依れは(一)正當の事由なくして惡意を以て幼者に衣食住を供し又は醫療を爲さしむ可き法律上の義務又は裁判所若くは裁判官に於て幼者を設備に收容せしめたる場合に於て其收容費用を支辨す可き法律上の義務を盡さざる者(二)窮貧院其他貧民の救助を目的とする團體の長を除く外其市町村の衛生局の認許書を有せずして懷胎中又は分娩後の婦女を收容して保護し又は其親族弟子若くは被保護者に非ざる乳養を要す可き者其他十二歲未滿の少年を收容した者(三)產婆、乳母其他二週日未滿の嬰兒を保護す可き者其嬰兒の一眼又は兩眼の燃衝する事實を衛生官吏若くは開業醫に通知せざりし者又は當該官吏たる醫師の指圖を受けずして其治療を爲し若くは其指圖に違いたる者は違警罪の犯人たる可き旨を規定したり、
8. 少年の生命、健康又は道義の危害、千八百八十八年の法律第百四十五章に依る刑法第二百八十九條に依れは(一)惡意を以て十六歲未滿の少年の生命又は四肢を危害し又は其健康若くは道義を害せしめたる者(二)惡意を以て此種の少年の生命若くは四肢を危害し又は其健康若くは道義を害す可き他位に置き又は業務に就かした者は違警罪の犯人とすと規定して居る、
9. 合奏場其他に在る少年、千八百八十四年の法律第四十六章、千八百八十六年の法律第三十一章、千八百八十九年の法律第百七十章に依る刑法第二百九十條に依ると、(一)父母其他の保護者に隨伴する場合の外十六歲未滿の少年を舞踏場、合奏場、戲場、博物陳列場、氷滑場其他其所有又は管

理に係る酒又は酒精的若くはマルト的飲料を給與する場所又は健康若くは道義を害す可き興行場に立入らしめたる者(二)十六歳未滿の少年をして上述の場所又は其附近に於て技巧に因る勝負事又は偶然に係る勝負事を爲さしめ若くは爲すことを禁せず又は勝負の場所に居らしめ若くは居ることを禁せざる者又は公評ある賣淫屋若くは密會所若くは阿片若くは其合成物を吸食する場所に立入り若くは居らしめたる者、(三)實際上又は外觀上十六歳未滿の者に對しビヤ、エール、酒其他强烈なる飲料又は酒精的飲料を賣渡し若くは附與するに至らしめた者(四)質業者又は其使用人にして實際上又は外觀上十六歳未滿の者に對し單純若くは擔保付の貸金を爲し若くは金錢貸與の請求に同意し又は直接間接を論せず凡て上述の少年より現在又は將來の貸金の爲め自己其他の者に對し質物として物品(Goods, Chattel, Ware, Merchandise)を受領した者(五)實際上又は外觀上十六歳未滿の者に對し葉卷煙草、卷煙草又は其形狀の如何を問はず凡ての葉煙草を賣渡し、之を買與へ又は給與したる者は違警罪犯の人である(六)は特に千九百三年の法律第三百九章に依つたものであつて、古物(Junk)商店の古物取集の爲め使用する古物商車其他の車類又は端舟其他の船舶の所有者若くは管理者又は古物の取集人に於て十六歳未滿の者より物品を受領したときは違警罪である旨の規定が出來た(七)は改正の結果今は缺號に爲つてをる(八)は千九百六年の法律第四十一章に依つたものであつて本條第三號乃至第六號の違背に因る訴追に關しては訴追の基礎たる取引の際少年が他人の代理人若くは代表者として活動した事實又は被告人が此種の少年を他人の代理人若くは代表者として處遇した事實は抗辯と爲らない旨の規定がある、

10. 煙草の使用禁止、刑法第二百九十一條中千八百九十年の法律第四百十七章に依る第七號は左の如き規定を設けた、實際上又は外觀上十六歳未滿の者は公の道路、場所又は集會所に於て葉卷煙草、卷煙草又は其形狀の如何を問はず凡ての葉煙草を喫煙し其他其の方法の如何を問はず之を使用す可

からず其違犯は違警罪たる可く十弗以下にして且各違犯に付き二弗を下らざる過料に處せらる可き旨を規定しある、一體第二百九十一條の七號は原本からして二つある他の一つは千八百九十六年の法律第四百十四章及び千九百三年の法律第三百三十一章に依る七號だから各年號及び章數で區別するの外はない、

11. 少年使用の禁止、千八百八十四年の法律第四十六章、千八百八十六年の法律第三十一章千八百九十二年の法律第三百九章に依る刑法第二百九十二條に依ると實際上又は外觀上十六歳未滿の者を使用し若くは使用せしめた者又は公示若くは使用の目的を以て公示又は監護し若くは技能を訓練した者又は此種の者の保護監督の責任ある者例之父母、親族、法定保護者、使用者其他の者が少年を賣與、放置し又は遺棄し其他少年を使用し若くは訓練又は公示せしめ若くはすることを許した者又は此の種の少年が左記の業務に訓練せられ若くは從事することを禁止せず若くは禁止するを怠つた者は違警罪の犯人なる旨の規定がある、

(一)綱若くは細線渡り輕業(Gymnatist, Contorionist, Acrobat)、角力若くは騎手又は自轉車其他器械的の車輛若くは裝置、

(二)口實又は手段の如何を問はず寄附の請求又は受領其他乞食的業務又は市場に於ける襤褸を拾集し、葉卷煙草屑、骨類又は被遺棄物を集取すること又は行商、

(三)歌舞若くは奏樂又は演劇又は出稼業

(四)違法の猥褻若くは不良なる公示若くは所作又は氣違、白痴又は不具若くは異常の形體若くは發育の外觀を有する少年の公示、

(五)少年の生命四肢健康若くは道義に危險又は危害を生ず可き所作又は公示、

12. 千八百九十三年の法律第六百九十二章に依る刑法第二百九十二條の一に依ると少年使丁を使用す

る團體にして
(一)情を知りて其事務所又は店舗と不良の家宅若くは認許せざる酒場其他マルト、酒精的飲料又は酒を賣却する場所との間に通信し得べき器械其他の裝置を爲し又は之を除去せざる者
(二)門前に於て電報を交付する場合を除く外情を知りて配達其他の業務の爲め少年使丁を不良の家宅若くは認許せざる酒場其他マルト、酒精的飲料又は酒を賣却する場所に至らしめ又は他人をして使丁を上述の場所に至らしめたる者は違警罪の犯人とし五十弗の罰金を科し地方檢事をして之を徵收せしむる旨を規定して居る、

13. 千八百九十三年の法律第六百九十二章に依る刑法第二百九十二條の二に依る法律上の保護者の承諾若くは法定の契約書なくして內弟子を取つた者は違警罪の犯人なる旨の規定がある、

14. 協會の代理人の義務、千八百八十八年の法律第百四十五章に依る刑法第二百九十三條に依れば本章の規定に違犯する者及び刑法第二百九十一條及び第二百九十二條に記載したる少年は巡査其他の警察官吏は義務として、少年虐待防止協會の代理人又は吏員は權利として之を逮捕し管轄裁判所又は裁判官に送致することが出來巡査、警察官吏、代理人は本章に於て禁じた行爲の現行を阻止することが出來る、本章に依る官吏又は代理人の職務の執行を妨害した者は違警罪の犯人で本法其他少年に關する現在又は將來に於て制定せらる可き條例違反の爲め科せられた罰金、科料及び沒收は少年虐待防止協會に於て訴追したる案件に限り之を協會に於て徵收し收入することが出來る旨の規定がある、

15. 千八百八十六年の法律第三十一章及び千八百九十二年の法律第三百二十五章に依る刑法第三百三條に依れば凡て禽獸を姦した者、男女に對し肛門若くは口腔に依り又は口を以て姦した者又は任意に此種の姦淫を爲さしめた者又は死體を姦せんとした者は不自然の姦淫の犯人として二十年以下の拘禁に處す可き旨の規定がある、

16. 千八百八十四年の法律第三百八十章千八百八十七年の法律第六百九十二章千九百年の法律第七百三十一章に依る刑法第三百十七條の三號に依ると少年をして本條に記載したる行爲を爲し又は物を製作せしめ又は之を輔助せしめ又は其目的を以て少年を雇入又は使用した者は違警罪の犯人で十日以上一年以下の拘禁又は五十弗以上千弗以下の罰金又は如上の拘禁及び罰金に處す可き旨の規定があり、同條第一號には猥褻の性質を有した印刷物又は猥褻の用に供す可き物の製作授受に關する規定、猥褻なる活動寫眞の公示又は其器械の授受等に關する規定があり同條第二號には犯罪記事又は警察報告を首要の記事とする冊子の頒布等に關する規定がある、

17. 少年に對する銃器の賣却、千八百八十四年の法律第四十六章、千八百八十九年の法律第百四十章千八百九十九年の法律第六百三章千九百年の法律第二百二十章及び千九百五年の法律第九十二章に依る刑法第四百九條に依れば十六歲未滿の者に對し銃、短銃等の銃器、空氣銃、彈條銃其他實彈又は空砲を使用し得べき玩弄短銃と稱する戎器又は實彈、空砲又は火藥を之に提供し、賣却し、貸與し、贈與した者は違警罪の犯人なる旨の規定がある、

18. 少年の銃器の携帶、千八百八十四年の法律第四十六章千八百八十九年の法律第四十章、千九百五年の法律第九十二章に依る刑法第四百十條に依ると、十六歲未滿の者、公の場所に於て通常鍾付紐、棍棒等と稱する戒器又は各種の銃器、實彈、空砲又は火藥を所持し、携帶し又は保管したるときは違警罪たる可き旨の規定がある、

19. 一般法第二十九章に依る飲料稅法中千八百九十六年の法律第百十二章に依る第三十條及び千八百九十七年の法律第三百十二章に依れば會社組合又は一私人は十八歲未滿の者に飲料を賣却し又は第三者に賣却する爲め十八歲未滿の者に交付することを得ざるものとし同第三十四條第二項に依

つて之を處罰して居る、

終りに臨みて二三の附言をせねばならぬ、

千八百六十三年 Massachusetts 州に於ては始めて對少年被告事件を他の被告事件と分離す可き旨の法律を出したのだが其後永らく死法に過ぎなかつた樣だ、千八百七十七年紐育州に於ては同年の法律第四百二十八章を以て少年の保護並に少年に對する特別の非行の豫防及び處罰に關する件を發布して他の事柄と共に實際上及び外觀上十六歲以下の者は監獄其他の留置場に於ても法廷に於ても又護送車中に於ても相當官吏の面前に非ざる限りは成年の被告人と雜居せしむる事を得ざる旨を定めた、千八百九十二年同州に於ては同年の法律第二百十七章に依り十六歲以下の者の審問及び處罰は他の被告人の審問及び處罰と分離して之を爲し尙は十六歲以下の者に付ては特別の訴訟記錄を作製す可き旨を定めた Joseph M. Deuel 氏は當時警察裁判官であつて後年所謂少年裁判所法を起草せられた人だが千八百九十四年以來上述の法律を利用して暫時十六歲以下の者の刑事被告事件を他の事件と分離して審問せられたが何分事件數過大の結果は法廷の缺乏其他の已むことを得ざる事情を生して幾程もなく此取扱方を廢止せざるを得ざるに立至つた、千八百九十九年七月一日 Illinois 州は上述の如く始めて Chicago に少年裁判所を開設したが紐育州 Buffalo の警察裁判官 Thomas M. Murphy 氏も翌年即ち千九百年一月一日上述の千八百九十二年の法律第二百十七章を利用して Buffalo に少年裁判所を開き尋て Denver 其他の市府も少年裁判所を有するに至つたのだ、

第一に少年は鑄型次第で何うにでも爲る者であり其非行は十中九保護者の良くないこと其他境遇の罪であること第二に市府には民衆の密集する結果少年に特有なる戶外遊戲をするの餘地がない要するに惡少年を生するのは少年の市府に對する罪に非ずして寧ろ市府の少年に對する罪であることは其他

の理由と相俟つて大市府には少年裁判所が有つて少年に對して特別の處分を爲す必要を生するに外ならない、

少年裁判所の生する所以茲に在りとすれば少年裁判所の目的も敢て測知し難くはない、一言すれば少年裁判所は科刑機關でなく豫防機關である科刑よりは寧ろ豫防を掌るのである即ち司法官廳と云ふよりは寧ろ行政官廳と云ふのが適當だ（處罰的にあらず寧ろ豫防的なり）Preventive Rather Punitive. 一語能く少年裁判所の制度の眞髓を穿ち得て蛇足の說明を加へる餘地を餘さない、

然らば如斯にして生し如斯目的を有する少年裁判所は如何なる成績を擧げたか、紐育第一部少年裁判所に付て云ふと千九百十年度の年報が之を詳悉して居る樣だ、曰く報告せんとする少年裁判所は Manhattan 區第十一街第二町に在り同種の法衙中事件の種類及び數量の夥多なる點に於て卓絕するを以て「世界中至大の人間救濟場」と稱することを得べく第民又は犯人として救貧院又は監獄に收容せらるゝに至る可き者の列中より多數の落伍者を生せしめ之を當來に於ける良民と爲すの事業は此の種の裁判所を當市最貴重の資產の一と認めざるを得さらしむ單に金錢上の無趣味なる方面より觀察するも不生產的寄生市民及び有利の生產的市民間の相違は其價値如何を判定するの標準と爲すに足る、裁判所は年々多數の少年を取扱ふに際し各少年の有望なる市民たること即ち善又は惡に指導し得べきことを知得したりと、そして尙は千九百九年中當少年裁判所に來た一萬千四百九十四の少年中千七百七十二人丈感化院其他の慈善的設備に交付せられたが年々約八萬五千人宛の增加があるのに千八百九十九年頃には千六百四十一人の入監者があつた樣だ、衞生局の統計に依ると現在當市の人口は二百七十八萬七千七百六十二人で其中八十八萬千四百十人が十六歲以下の者だが被交付者の割合は七十五人中の一人に當る旨を述べてある、

要するに紐育第一部少年裁判所は着々理想通りに經營せられて多大の成果を擧げて居る從來多少設備

の不足を感じて居つた部面に付ても考試官 Sophie C. Axman（ソフイー・シー・アックスマン）夫人の管理に係る希伯來少女假宿舍の創設や猶太人の保護救濟協會の設立に係る Hawthorn（ホーソーン）學校の規模の擴張や紐育少年庇護場の管理に係る少年村に於ける宿舍の增設やに依りて最早收容す可き設備の不足を感するとはないと斷言が出來る現時尙は改良の必要あるのは建物の新築と心神の不完全なる少年を收容す可き設備の創設とで有るらしい現在の少年裁判所の建物が不適當なることは前に述べた通だが此の頃漸く豫算及び配賦局及び市參事會に於て十五萬弗（前號六十萬弗とあるは誤植だ）の支出を可決した樣だ、何んな建物が出來るか問題だが千九百十年度の年報に依ると左の如く書いて居る多分其希望通りに出來上るとだろうと思ふ、

建物の新營に付ては多年至大の必要を感じ來りたる種々の設計を爲すに至る可し即ち耀明、爽快且都合好き法廷の外事件の呼上を待つ少年の爲め適當なる留置室を有す可く又幼者と其の他の少年と又は不適當の保護者を有する少年とを嚴に離隔し得可き間取を爲すに至る可し而して不適當の保護者を有する乳兒の爲め乳養室を有す可く隨伴し來る父母は乳兒を携帶せざるを得ざる場合あるを以て之に要する待合室を有す可く其他日々法廷に出頭して補助を爲す各種の宗教的慈善的設備の代表者に付ても相當の便宜を附與するに至る可しと、

心神の不完全に原因して罪を犯す者の少くないことは爭ふ餘地がない、そして少年時代は其心神の不完全を治療するに適するのだから少年裁判所は極力此の種の者の救濟を努めなければならぬ、之を治療するの費用は慈善的設備に收容し尋て感化院、勞働場又は監獄に收容するよりは結局安上りに爲るのだから少年裁判所では適任の醫師をして其心神の不完全が果して治癒し得べきものなりや否やを診斷せしめて治癒し得べきものであるとすれば其治療を試みねばならぬ一二此の種の治療を爲す設備はあるが始終滿員で殊に多數の待合せ中の入院希望者があるから實際何の役にも立たぬ將來紐育は此唯一の缺欠を補ふ爲めに此種の設備を增設せなければなるまいと思はれる、（完）

寄書

○監獄衞生雜感（其十七）

金澤　石崎貨樂生

（一六〇）萬國衞生博覽會　明年五月獨乙ドレスデンに開かるゝ本會に提出すべき本邦の出品材料は遞信、大藏、外務の三省を除く外、各省及び內閣より提出することに決定せり其出品の撰擇に付ては內務省より關係各省に向ひ委員の任命を督促せりと云ふ委員任命の上は夫々準備に着手せらるべし提出の物品は各省、及び內閣の分の外に司法省は監獄衞生に關する材料なりと云へば此際振つて歐米監獄の意表に出でんことを望む因に本邦よりは宮島博士、石津藥學博士並に一名の內務屬をして出品整理監視の爲め派遣せしめらる

（一六一）醫學士古瀨安俊氏　東大衞生教室にある同氏は兼て監獄官練習所に於ける衞生學を擔任し監獄衞生に經驗尠なからず今回司法省の囑托を受け東海、近畿、北陸各府縣に於ける監獄巡視の爲め出發せられたり氏が視察は余輩同僚の爲に一大幸福なることと信ず本省に於ても將來監獄衞生事業の進步と統一とを謀るが爲に斯る學者をして技師若くは相當待遇の下に常置せられんことを望む

（一六二）腳氣豫防の爲に白米に麥二割を混するときは既に認むべき豫防力を有し四割を混するときは一層增強す之に反し一割の麥汁（水を加へて煮沸し浸出せしもの）は未だ効力を發現せず之れ都築腳氣病調査會委員の報告なり

尙ほ同氏の報告によれば糠の豫防力は最も大なり一割の混入は既に著明の豫防力を呈し二割の混入

は能く絶對的豫防の効力を呈す

（一六三）遺傳と疾病とに就て大澤（謙二）博士の曰く今茲には兩性相寄り男女の兩細胞相合して繁殖するものに就て述べん單に間接分核法によりて分裂するはこれ單性生殖なり、兩性生殖にありては生殖細胞先づ減數分裂を行ひ核の半數を方向體として棄て然る後雌雄の核は相融合して双親の性質を其子に傳ふ而して人間に染色體に十四個を有し其中十二個は方向體として棄却され殘りの十二個のみ殘存す故に今假りに半數宛の善及び惡性質の染色體ありとせんか若し減數分裂に際して惡性質を有する者が悉く方向體として棄却さるゝ時は其子は全然善性質を有するものとなるべし若し又惡性質を有するものゝ一小部分のみが方向體となりて棄却する時は比較的多くの惡性質を傳ふべし即ち減數分裂の際方向體となるものゝ如何によりて種々の新性質を組合せ得るは容易に之を理解し得らる云々故に殺人、溺死等も遺傳すこれ恐らくは自殺せんとする「氣持ち」となり易き性質を遺傳するなるべし

如斯き素質を遺傳するものとすれば犯罪者を監獄に於て感化改善し得て其子孫に犯罪者を出すが如き恐れなきや否や寧ろ人類淘汰法により累犯者をして子を產むが如き機會を與へしめざるに如かざらんや

（一六四）水害後の衞生的注意に付大日本私立衞生會の印刷物配布あり其內二三を摘錄して參考に供す（一）床下、宅地內の汚泥、塵芥を掻き取り他の差支なき所に搬出し燒却に適するものは燒却すること（二）床下に乾砂を入るゝこと（三）井戶浚渫先づ汚物を除去し水量約五十分の一の生石灰水を適宜乳狀とし投入し清澄となる迄數回井戶替を行ふこと（四）井水は浚渫後は完全濾過し又は煮沸し用ゆること（五）壁柱、戶障子其他水に浸されたる部分は炭酸曹達液又は消毒藥液にて拭淨し更に清水又は湯にて洗滌すること（六）疊は反復日光に晒し床板も剝離して日光に晒すこと（七）屋內は開放し日光大氣の流通を圖り乾燥するすと

（一六五）放火犯の鑑定一例（Garnier）或る一家族に火災が起つた、多額の火災保險料を得んが爲め自分の家に放火したのだと云ふ嫌疑に懸つた其男が未決監で精神病らしい、それで精神病院に送られた入院四週の後一日急に粗暴に椅子机を投棄し獨笑が甚しく飮食も十分でなくなつた其子細を鑒索して見ると本人は其前他の患者より斯ふ云ふことを聞いた、それは「此處の院長は此處で觀て居ることを何んでも皆裁判上の證據にする精神病者と云ふ證據がなければ精神病者と認められない」と云ふことであつた、そこで其れから三日の後に醫師が診てからに「貴方は三日來病氣である併し躁暴はをよしなさい」と云つて其から看護人に云ひ付けて故と本人の聞て居る處で精神病者は多食するものだと云はせた、其れからは患者は自分の前に持來れるも何でも食した、醫師は又他の看護人に「躁暴者は不潔なことをするものだ」と云はせた所が之を聞いた病人は忽ち又た自分の被服及び室內を不潔にし初めた五日目に又た看護に詐り噂させしめた「若し患者が不穩且不潔の行爲あれば院長は强制治療を施行する事を命ずる」然るに患者の興奮が靜まり不潔行爲は已んだ、八日になつた所が患者は看護人に向つて「もう醫師側では私を精神病者に診定したであろう、こう長く精神病者と一所にをると本者になる」と云つたと云ふ事である然るに其後火事は全く家人の過失から出たのだと云ふことが裁判上決定されたか此患者の鑑定に就ては著者は精神病者でないと斷定を下し監獄醫は之に不贊成で彼れは他の精神病院に轉送せらるゝことゝなつた、

（一六六）種族衞生 H. Hübert 種族衞生の本領たるや他かではない種族疾患の撲滅及び豫防である其れに屬するものは痛風、肥胖、糖尿、結核、畸形、低格、生來惡德、及び精神病である此病は體質上の病胎芽の病である第一種は直接兩親より細菌が移つて之に因つて病に罹るのである（結核、黴毒、癲病）第二種は兩親の全身を循環する毒物の作用にて他の細胞と同樣に害せらるのである、アルコールは其一つで之が世の大害をなすものである

儲て此種疾病の運命は如何であるかと考へるに天然は種屬保存の爲に一定度迄自助の力を有するものであつて幸にも種屬病に罹てる者は健康者に比べると繁殖不能か若くは繁殖減退の有樣になつて居る其他數代を經れば種屬病は其勢を消退するものも事實である血族結婚で五六代も過ぐれば其害は消退する是は此場合他より代々強堅な子種が這入るからそうなるのである

病の豫防法が進歩すると身體及び精神の低格者を社會より驅除することが妨けられるから種屬病の豫防治療は種族保存に利益がないと云ふ說には大反對で却て低格者よりは常人の方が傳染病に多く罹り遺傳的の害をなすと云つて居る

其他種屬病を防ぐには種屬病患に罹れるもの、生殖を防ぐこと從て法律を設けて遺傳病あるもの、結婚を禁止することは必要であり不治の酒精毒者及習慣犯罪者の如きは皆病院若くは感化院に監置して生殖を防ぐことは必要である殊に大切なのは遺傳負因あるものと結婚するのは危險であると云ふことを公衆に敎訓することである即ち生來病身の子を產むのは人間のすべからざる不正義であつて國家的犯罪であると云ふ觀念を人民の骨髓に徹する樣にせねばならぬと絕叫して居る

（一六七）責任及責任能力の定義　責任と責任能力とは異なる者であるが混同して用ゐらるゝことが多い Zurechnungs bähigkeit（責任能力）と Verant wortlichpeit（責任）とを獨逸にても能く混同してある然し之を區別して使用せざるべからざるものである責任を問ふは攻擊的要素のある時で刑罰と相伴ふものである

（一六八）第三十四回西南獨逸神經及び精神病醫家會總會は一千九百九年五月二十二、二十三の兩日バーデンハーデンに於て開會せらるゝが其演題中精神病性囚人の運命と云ふことに付て A. Homburger（Heidelberg）氏演說せらるゝ筈なり

（一六九）北米ニユーアーク Newark 市の感化敎育　同市には City-home と云ふ一種の制度がある即

一種の感化敎育場であつて成績劣等の兒童は最初普通小學校の中の無學級小學校の編入されるが此所でも見込がない時は此 City-home へ移される、市の幼年裁判所で感化敎育を受べきものと認られた八歲から十八歲までの少年犯罪者も此所へ送られる、懲罰は譴責や娛樂具の使用禁止や特殊の場合には體罰もある特色のあるのは在院兒の中で組織した裁判所である、此小共和國の不良行爲を罰するには院內に別棟の拘禁所が設けてある院內で敎習する職業は製本、パン、製造、製靴、裁縫、洗濯、農業、料理、家事の手傳、中央暖房の仕事で在院兒は其孰れかを習ふ傍ら六學級から成る課程があつて最高級は普通の八學級小學校の第七學年に相當する、かうして課程を終へて退院したものゝ世話は市の中央機關が引受て將來の生計に差支なきやうにする組織で現在の院長はヘルレル Hellrr 氏といふ人である

（一七〇）南米亞國萬國科學大會の心理學的問題　南米アルゼンチン共和國にては獨立後正に一百年に相當せるを以て本年五月爛なる一百年祭を執行した此時に際し同國科學會は首府ブエノス、アイレス Buenos-ayres に於て科學大會を開催した其問題中犯罪及び法律に應用したる心理學部に於て犯罪に關する心理學的基礎、家族關係に於ける無能力者の心理學的基礎等の問題あり

（一七一）監獄の理髮所　監獄內には適當の場所に理髮所を設け萬般の設備をなし消毒施行を完全にせんことは目今の急務とす最も或監獄には稍〻設備の存するあるも不完全にして多くは設備のあるなし近頃成人（雜誌）に於て古瀨醫學士の發表せられたる意見は標準とするに足る然ども尙は監獄としては實行不可能なる點なきにしも非ずと雖之に則とりて各監獄設備すべき必要ある者とす經費を云爲して之を行はざるは愚の極に非ずや

（一七二）犯罪者の文身　古瀨學士此頃巢鴨監獄に於て調査せられ之を國家醫學會雜誌に揭載せらる其結論に曰く囚人の刺靑は累犯者に多く體格比較的佳良ならざる者にして赤貧洗ふが如く且つ不良の家庭に生長して敎育せらるゝこと少なき者に多し而して身體の左側に於て多く顯せらる又文身をなす

年齡は未成年者にありと云ふも明言し難し入監と同時に文身が却て增加する傾向なしとは斷言すべからざるなり囚人の身分帳に記入せる文身は明細なる者にあらず犯罪を重ねて更に入監する時吾人は其文身の增加を知る能はざるなり囚人の多くは直接に文身せし年月を談らず其意義を說かず吾人は今後犯罪者の文身は檢身に際し今一層嚴密の記入を乞ふて已まざるなり同時に定期健康診斷の折一層の注意を加へ猶ほ且つ出獄後改めて文身せらるゝことなからしむる程の訓戒を希望す

○在監者の接見及び書信に就て

甲府　櫻井革聲

接見と書信とは當事者の感孚する所と。厭惡する所の深最如何に依て。其效果も齊ふせざるは勿論なりと雖も。吾人を以て之を見れば偖に感化上。至大の關係あるものにして。苟くも世と離隔杳絕せる一隅に。偶親族の懇話を聞き。將た家庭の無事を報じ來たるや。其感受する所果して如何ぞや。恰かも死灰の再燃するが如く。一旦絕望せる心裏に一縷の願念を懷かしむる好機會にして。枯草落木も何等かの發動し。醞釀する所ありて。茲に心花の爛熳を看るなしとせず。是れ一に指導啓廸の衝に膺る。司獄吏員の潛心講究を要する至重最大の案件たらずんばあらず。

抑も接見上至重の勘案を要する所以は何ぞや。他なし司獄者は豫め在監人殊に受刑者の過去現在に對する操履を詳悉し來歷を具覈し。未來の生活方針如何を略知し兼て個人の關係を確認すべく。而して其接見を求め來る親族故舊及び師傅長上の關係等。渠等に對する何種の對象を有するや。將た接見交話の種目中必要以外如何なる情念を惹起すや等。其來見者と罪囚とをして相會接せしむる以前に於て。立會者は早く既に局面を看取するの眼識なかるべからず。然り而して其交互の對話を督するや。出願事項以外と雖も話次多少の聯絡を存し。且つ感化上利ありと認むる各種の提話は。即下に彙類分科して其言を盡さしめ相互に餘蘊なきを得せしむるの裁量を下たす是れなり。次に書信に關する最大の要件として觀察すべきものは何ぞや。在監人より發送すると外部より送達し來たるものとを問はず之れが檢閱に關する用意の如何を商料する是れなり。吾人は信書の內容を分ち其發受を通じ。少くとも職業に關するもの。願望を談くもの。決意を示すもの。規戒を垂るもの。怨憤を漏らすもの。窮苦を愬ふるもの。疾患災厄を叙するもの。冠婚葬祭等吉凶を報ずるもの。近狀を傳ふるもの等の種類に甄別して。檢閱の準則を定めざるべからず。

夫れ然り既に依準すべきの標的にして立つあらば。之れに依て檢見査閱を了し。以て發送を許否し。下附を是非する等由來易々たるか如しと雖も。蓋し爾至難の事業として吾人は茲に大方の指敎を仰ぐ所以なり。例せば某受刑者に對し其家族等より來信あり。云く商業上の手違ひより多大の損失を來たし營業向きは漸次否況に陷るのみ云々と。司獄者は閱了一過之れを本人に示すときは。更らに一層の憂愁を增さしむるものとして。不適當なりとの一言の下に下附を禁じ閱讀せしめずとせんか。一面固より至當の處置たるが如しと雖も。細かに商取引營業關係等より觀察するときは。業務の盛衰消長に關しては。如何なる秘鍵密鑰の存するや固より局外者の窺知する能はざる所たるは勿論なるを以て。如此場合に在ては遠かに閱覽せしめて。善後の方針等に付き家族等に指示せしむるの必要あるを認むるに非ずや。又某囚に對し其妻より書を送り縷々憂苦を愬ふる文中暗に離婚を求むるが如き意思の存するとせんか。檢閱官は曰く是れ囚情を刺激するものにして示閱せしむべきものに非らずと。而して囚人其者は是等の事情ありしを知らず。他年出獄の時に際し妻は既に他に再嫁して兒を擧げ家事に齷齪たりとせば。豈一場の紛紜を生せずして止まんや。故に之れ等の來信は假令ひ囚情擾雜の虞ありと雖も。司獄官たるものは之れを細閱せしむべきは勿論。亦能く正理公道を說示して斷然決意せしむる

所あらしめ。以て漸次鞏固なる意思の鍛錬を促進せしめざるべからざるに非らずや。此他自種千様枚擧に遑あらずと雖も之を要するに非謀惡計を企畵し。隱語密符を以て相通謀するか如き信書の受發を除くの外は。法規の許す範圍を可成的擴大して意思の交通を滿足せしむるは。感化上忽諸に付すべからざるを事項とす。

吾が監獄法は第九章第四十五條乃至第五十條を以て細かに接見書信に關する規定を列示せり。顧ふに自由刑の目的は。有形無形に拘らず受刑者をして絕對に社會との交通を得さらしむるは勿論。嚴格なる紀律命令の下に服從せしめ一擧一動其自由を强制するに在り。然れども刑罰の執行嚴に過ぎ社會との離隔久しきに至るときは。鄕里親族の思念乏弱となり父母兄弟妻子の愛情も亦自然消散するに至るべし。斯の如くにして一朝出獄の身とならんか鄕黨師友の絕へて顧みるものなく。親族亦昔日の如き溫情を以て迎へず。遂に歸るに家なく賴るに人なき窮境に陷り。再犯の餘義なきに至るものなきを保すべからず。是を以て峻嚴なる自由制限內に於て寬容の餘地を存し。所謂感化改善の效果を擧げんが爲め善交を奬勵し。且つ緣故を繫屬せしむるの手段として接見及び信書の制度を規定したる所以なり。嗚呼狠戾兇暴の徒も等しく是れ人なり。性靈一度明赫を得んか朗然として良知を闡發すべく。精神一度圓機に觸るゝときは豁然として良能を動かすべし。故に短時の接見一片の書信に依り慚悔措く能はず飜然開悟亦昨日の惡漢たる片影を止めざるものあるは。吾人の屢ば實見する所にして此二者の感化上に於ける效果は洵に偉大にして塲合に依り寧ろ敎誨以上の利益あるを信ずるなり。然れども若し誤て個人の關係を査察せず。濫用の弊に流るゝが如くんば。曾に在監者に對し慰樂の機會を得せしむるのみならず。却て感化上大害を釀すに至るべきを以て。當局者は特に留意する所なかるべからず。之を要するに接見と云ひ書信と云ふ談豈容易ならんや。立法者は之れが規定に五條項を費せること誠に宜へなりと謂ふべし矣。

○監獄の美術を論じ併せて希望を述ぶ

岡山　藤井檀窓

余輩は囚人戒護に從事せること茲に歲あり常に彼等の心意狀態を詳細に研究しつゝありしが元來罪囚には敎育の有無に拘らず其心意組織に就て幾分の缺陷を有すること事實なり乃ち彼等と雖も藝術を有し文學を有し哲學乃至宗敎を有するのみならず而も美術を有する者あるも其所謂藝術文學哲學宗敎美術なるものは自ら畸形變態を認むるに難からず就中余輩の見地より罪囚には精神的美術の必要を感する者也抑も精神的美術の有形無形共に人心に發作せしむる感動は獨り就業者の爽快の念に止まらず親る者俱に此感動を屢々する不知不識の裡に神秘的偉大の感化力ありと謂ふべき乎、

監獄に於ける美術を大別して建築、繪畵、彫刻、の三種とす建築及彫刻は應用美術に屬し繪畵は純正美術の範圍內に屬するものとす然れとも是等は別に儼然たる區劃を有するものに非らずして便利上余輩の名付る所として後者は人心の視聽兩覺を經由して精神的快樂を與へ前者は人心の生活に密接の關係を有し併せて精神的快樂を惹起せしむべき性質を具備するものなり即ち後者は客觀的に於て前者は主觀的に於て共に人心の要求より必要に迫られて胚胎したる美感作用の誘導物たるに外ならず今主として論ずる所の純正美術其物の目的意義を解得するの要あり抑も美とは耳目を經由して吾人に高尙なる快感を起さしむるものにして術とは美觀の發動上便利の爲に持ち來られたる一種の手段に過きす、「ベイン」曰く美術とは三個の元子より成立するものなり三個の元子とは云ふ迄もなく快樂それを直接の目的とするもの、不合理なる隨伴物なきもの、作品自身か共通的快樂を有するもの、詮するに「ベイン」は美術至大の目的は以上三個の要求に歸したり又「エマソン」曰く美術は天の付與したる自然の同素物なりと、元來美術の目的は彼の文學の立脚とは稍趣きを異にせるものにして決して審美派の口にせる如き眞善美を絕對に表現するものにあらず是れ美術の文學と相背馳せる點の最なるものにして

美術極致の本體は結局美の一字に歸すべきなり而して美術はまた技術のみにも非らず故に少くともその構成の方便として用ひられたる技巧以外更に何等が儼然たる神美的價値なかるべからず即ち美術の眞價値は美的意識を圓滿に發表するにあるを以て必ず其所に人心をして美的意識を表白するの作用なかるべからず於茲乎純正應用の二美術要求せられたる所以也何れも社會の要求に迫られて胚胎したるものにして其盛衰は一般に社會文明の風潮と不思議に進退を齊うせり而して美術の有無は直ちに國家國民の文明價値を代表するものにして併せて國家の存亡が一面科學の發達と共に美術の隆否に基因せるや又疑を容れず故に趣味なき國民は到底文明なる國民として赦し得へからざるものにして美術そのものの存在が如何ばかり世の風潮に伴へるかは察するに餘あるべし、

今や好福音を得たり乃ち九月二日北海タイムスなる新聞記事は如何に余輩の論旨を深からしむ乎爰に其全文を記せんに「十勝獄監の油繪工目下十勝監獄の罪囚にして油繪を書くもの二人あり一は彼の有名なる電小僧として女子の誘惑に妙を得たる絕今の色魔にして窃盜犯西尾柳喜（二五八）と云ひ今一人を臼井倉造と云ふ此の倉造と云ふは柳喜と同年輩にして美術學校に於て二年の課程を修業せるものなるが姉婿なる某が臼井家の財産を私するを憤慨し遂に之を殺害したるを以て即ち謀殺罪として去る三十九年四月十一日十五ケ年の懲役に處せられ本年五月小菅監獄より移送されたるものにて既に小菅在監中賞表一個を授與され居ると云ふ事なり而して此兩人は何れも柔順に獄則命令等を遵守し些の違背する處なきは畢竟相當の敎育を受け居る結果なるべきも目下兩人とも日常の勞役として油繪を書き居る由併も其の作優良にして近く開設せらるべき監獄細工販賣店に於て出賣せん筈なりと云ふ因に古野典獄は過般西尾柳喜をして試みに自己の肖像を揮毫せしめたるが余程巧みに出來上りたりと」あり、

要するに監獄美術を稱揚する所以のものは有形無形共に罪囚感化の資料たらしむるに在て存す若し事爰に出すして美術其物質か單に人生の慰樂に止まらん乎神聖なる感化場には無用の長物たりしならん、思ひ起す彼の學校敎育上に觀る美術觀念の發揮せる所多くを擧げずと雖も其美術觀念に富むの兒女は事を解するに善意を以てし物を觀る毎に快感の念を以て向はざるはなし所謂人の美を以て自己一致の美となし人の善事は自己の善事に解得するに至るは抑も美術觀念の作用たるに外ならざるなり是れを彼の罪囚の通有性とも稱ずべき人の欠陷惡事を見ては自己の非を蔽ふの具と爲す者に比し其遲庭果して如何ぞや余輩は美術觀念の發露して人の善事を採り以て自己の足らざる所を補ふが如き念を起さしむるに至らん乎如何なる惡惡囚に對しても改過遷喜の一助とならざるはなし依之觀是精神的美術觀念の注入こそ感化上必要欠くべからざる所以也、

又日韓合邦は倍々彼我の產業上に密接の關係を結ひしならん彼の鐵道電信の普及や農商工業の發達や固より文明の現象として見るべきものなりと雖も此の如きものは多く外形を裝飾するものにして其精神の文明を期せんと欲せば之を個人の精神的業務に求めざるべからず而して美術品の如きも彼れの長を採り我に並べて日東の風物に光彩を放たしめざるべからざる時に當り監獄美術品の如きも奬勵方として東京、大阪、長崎、京城、等に監獄美術品の展覽會場なるものを設立し是より倍々監獄美術を紹介せば監獄の意義監獄の眞價を明瞭ならしむるに至らんされば社會衆民に對し免囚保護政策上に影響すること尠なからずと信ず、

○逃走豫防に就て

秋田旭道山人

昨年四月典獄會議注意事項の四『逃走事故及殺傷事故の續出に付ては客年會同の際に注意を促す所ありしが事故更に減少を見るに至らず逃走の手段は寧ろ巧妙を加るものあると共に一面には戒護者の怠慢不注意と認むべき事實あるを見るに至れり誠に痛歎の至りに堪へず云々』逃走事故の續出は監獄

の凶事であるか世の移り變るに從ひ良らぬ手段も神出鬼沒測り知る可からず該注意事項に依り全國各監獄に於て斯る念慮を懷く者に對して瞬間も視線外に逸せず如何なる手段に因る之が機會を與へず必ずや本年は逃走事故は著しく減少を見るならんと信じたりき而かも事實の發生は往時と異る事なきは何ぞや余は本年第二期の監獄官練習所に入所して專門の師が敎へ賜はりしもの、中に余が感を惹きし戒護者の心的作用に就て回想するに至れり乃ち玆に之を一言するは强ち無益の勞にあらざるべし曰く

「逃走事故の發生は戒護者の精神的注意活動を集中する眼と耳が不健全で足の運用が不充分で極まり戒護者の眼球が閉ちいて視覺が乏しい聽力が散漫で强い音響が聽けない其方角も分らぬ足も動ないのが重なる起因である然らば視覺が銳敏で耳が微音も聽き分ける足が能く運轉して注意の中心點が確固であつたならば逃走事故が發生せないと之れ實に新らしき金言にあらざるも逃走事故の發生は必ずや其一を缺きたるに因らざることなし而して又た戒護機關には直接と間接の應用を最も主眼とするものにして其感覺機關の眼耳足は心的作用の戒護活動の根本なり此の活用が逃走事故殺傷事故を減少せしむる豫防條件たらずんばあらず間接機關として口と手は頗る便利なもの、時には聞くに堪へざる嘲笑冷罵に化し暴擧となる抗辯や口論が生ずるや腕力に訴へて之に對抗せるにあらざるが一面斯る弊害ありと雖も之を善用する事は戒護の周到なるを示すに必要なるものと謂はざるべからず、

余が練習期四ケ月其間戒護者自身の心的作用の語が一寸耳新らく感じたるも練習所の賜物に外ならず顧みて往時を懷ふと洵に赤面に堪へざる事多し田舍より始めて入營する時に紀念として撮影せしものと或期間陸軍敎育に練習されて歸休したる後の寫眞と比較するときは姿勢動作何んとなく變化し前者の風姿に締りなき後者の風姿の犯すべからざるを見るに拘らず余が練習所に入る前も後も敢て變りなきは敎へ賜はりし師に對して慚愧に堪へず希くは道友諸子各其奉ずる所に對つて如何なる方策を施せしや互に發表して智識を交換し紙上に樂まんことを、

統計

明治四十三年八月末日現在在監人員表（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
刑事被告人	五、七二五	三二四	六、〇四九	五、八三三	七、九七〇	△一二六	△一、九二一
受刑者	六〇、九一六	三、六七一	六四、五八七	六五、四四八	五八、ト六七	△八六一	五、六二〇
勞役場留置者	八八五	一〇四	九八九	一、三三二	七五七	△三四三	△三三一
懲治人	二四九	三	二五二	二九四	八六九	△四二	△六一七
携帶兒	五二	四六	九八	八三	八二	△一五	△一六
總計 監獄	六七、一〇三	三、九九四	七一、〇九七	七二、〇一一	六七、四三四	△九一四	三、六六三
總計 警察署留置場	七二四	一五四	八七八	九七九	一、二一一	△一〇一	三三三
總計	六七、八二七	四、一四八	七一、九七五	七二、九九〇	六八、六四五	△一、〇一五	三、三三三

備考　本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人	受刑者	計
清國 男	一〇	四二	五二
韓國 同	一	七	八
英吉利 同	一	四	四
北米合衆國 同	一	一	一
佛國西 同	一	一	一

明治四十三年八月末日現在受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男女計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	増減 前月比較
竊盜	二七、〇六二	一、三二三	二八、三八五	二八、四二一	二六、八三五	△ 三六	一、五五〇	一、七八六
强盜	三、六〇四	一三	三、六一七	三、六五〇	三、七二八	△ 三三	△ 一一	△ 二三
賭博及ヒ富籤	五、三九六	二二一	五、六一七	六、〇〇一	四、六八一	△ 三八四	九三六	六三一
詐欺及ヒ恐喝	七、一二八	二五七	七、三八五	七、三八四	五、一八六	一	二、一九九	△ 一五二
橫領	二、八六〇	一〇三	二、九六三	二、九六六	一、八一九	△ 三	一、一四四	五七
贓物ニ關ス	八四二	一四一	九八三	一、〇〇八	八八〇	△ 二五	一〇三	五
毀棄及ヒ隱匿	一四一	二	一四三	一三八	一八一	五	△ 三八	△ 一九
通貨僞造	五九三	二	五九五	六〇二	六七三	△ 七八	七八	四
文書、有價證券僞造	二、一二四	六〇	二、一八四	二、二二〇	二、〇六二	△ 三六	二二二	三
印章僞造	四九六	五	五〇一	五二一	六〇一	△ 二〇	一〇〇	九九
僞證及ヒ誣告	一八七	七	一九四	二二〇	一二四	△ 二六	七〇	△ 一四
瀆職	一〇四	一	一〇四	一〇七	五五	△ 三	四九	△ 一七
猥褻姦淫及ヒ重婚	四〇〇	四九	四四九	四三一	三五二	一八	九七	九
僞善	二、六五三	三七	二、六九〇	二、七〇四	二、七一二	△ 一四	二二二	二四八
殺人	二、八八六	二八六	三、一七二	三、一六五	三、一五二	七	二〇	△ 二五
嬰兒殺	七三	三〇六	三七九	四〇九	四〇八	△ 三〇	二九	九

罪名	逮捕及ヒ監禁	墮胎	公務執行妨害逃走、犯人藏匿及ヒ證據湮滅	騷擾	放火	住居ヲ侵ス	暴取及ヒ誘拐	陸海軍刑法	森林法	徵兵令	郵便及ヒ電信法	警察犯處罰令	以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯	總計
男	三三	五〇	一四三	五五	一、九四八	一六三	一三八	八八	四九〇	四〇	七八	六八六	三九〇	六〇、九一六
女	四	一一二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	二〇二	四九	三、六七一
男女計	三七	一六二	一四五	五七	六五	一六四	一五三	九二	五五五	四九二	四〇	八八八	四三九	六四、五八七
伊太利男女	三六	一六四	一三七	五七	六五	一六三	一五九	八八	四九二	四三	七八	八八八	四四八	六五、四四八
總計	三二	一一三	一一三	五五	八五	一二一	一二一	七二	五四五	四三	八三	一、一一三	一、七六八	五八、九六七
男	一	一三	一	八	一	一	一	四	四	三	一	一	一	八六一
女	四	二九	二	二	二〇	一	四二	九一	三	二	一	一	一	五、六二〇
伊太利男女	△ 三	△ 三二	△ 一	△ 二三	五	△ 一	△ 四一	△ 二九	△ 一〇	△ 一一	△ 一一	△ 三八	九	七、八八八
總計	△ 一	△ 一	△ 一	△ 二	△ 一	七	△ 二	△ 二	△ 一	△ 一	△ 三	△ 五	△ 七五六	△ 一、三七

明治四十三年八月末日現在在監人員監獄別表（△は減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
東京	男一、一七〇	四、〇三一	四五	一一		一、六九一
	女四四	三七一	三			四一九
市谷	一	一、〇八二				一、〇八二
巢鴨		二、八〇一				二、八〇一

| 東區 | | |

區	岡山	廣島	山口	鳥取	松江	德島	高松	松山	高知	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎
一三九	一三〇四	三〇一六	三六四	二六四	二一一	四六三	五〇九	八七四	五一二	二六三一八	一七〇一八	五六六	八三三	八七五	二二八
一、四五九 八三	一、四九二 一三二	一、二一五 六二	四五一 二七	六二二 三九	九二三 七八	一、〇七三 一一一	九三四 六四六	七三〇 四六	一、六三一 一三六	一、八一二 一五九	七五六 四一	六六〇 二七	七六四 一一	五八三 三九
一八	九二	一一	三一	六一	一一二	二三一	四一五	三〇三	二六三	五一五	六一	一六一	二一	一六二	二一
五	一六	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一四	一一	一一	一一	一一	一一
一、六二二 一〇七	一、八〇六 一九六	一、二六七 六六	四八一 三二	六四九 四〇	一、一三五 一二一	九九三 八三	一、〇六七 七一	八一一 五三	一、九二一 一六一	二、〇三五 一八三	八一四 四九	七六三 三一	八五七 一八	六二二 三七

區	鹿兒島	沖繩	北海道 函館	札幌	偉戸	網走	十勝	總計 男	女	計	增（前月ニ比シ）	減（前年ニ比シ）
四八二	一	二七二	一四五	一五四七	一	一	八五三	五、七二五	三二四	六、〇四九	二一六	△一、九二一
七九三 五三	一、六一二	三六六 二五	六七四 三二	一、四五三 八三	一、五一四 七八三	一、四〇〇 六	六〇、九一六	三、六七一	六四、五八七	八六一	△	五、六二〇
一三	一	一六	一	一	一	一	八八五	一〇四	九八九	△三四三	△	△二三二
一	一	一	一	一	一	一	二四九	三	二五二	四二	△	六一七
一	一	一	二	一	四	一	五二	四	九八	一五	△	一六
八五五六	一、六一二	四〇九 二九	八一八 三七	一、六三三 九八	一、五一四 七八三	一、四八五 一〇	六七、八二七	四、一四八	七一、九七五	一、〇一五	△	三一、三三〇

救護事業

○佛教聯合保護會成る

上田典獄談

群馬縣に於ける出獄人保護の實況に就ては既に屢々本誌に紹介したりしが昨年以來同縣下各宗教家の奮起活動に依て法定機關の別働體として管内各郡各地に設けられたる地方保護團體は更に保護の便宜を圖り甲乙各地方保護團體の間に聯絡を取り互に氣脈を通ずると同時に之れを指導監督する所の中央保護會の必要を認め先月來各地方保護會役員に於て數回協議を遂げつゝありしが今回愈々群馬縣佛教聯合保護會なるもの、組織を見るに至れり是れ恰も獨逸に於ける地方保護會と中央保護會との制度に相一致したるものにして洵に奇遇と云ふべきである。本編は即ち表題の下に於て上田典獄が地方新聞に寄稿せられたるものなりとす

社會進歩の趨勢に伴ひ犯罪人の增加するは素より免るべからざる大勢にして文明の進歩と共に犯罪の發生を豫防し若くは少くとも之れが減少を圖る目的を以て講究せられつゝあるもの之を刑事政策と云ふのである而して刑事政策の進歩は近來種々なる制度若くは方面に於て著しく發展を見るに至りたるは洵に喜ぶべき現象と云はねばならぬ而して國家は犯罪減少の爲め一昨年刑法、監獄法の改正を斷行し同時に感化院の設立を奬勵し之に依て犯罪を未萌に豫防することに努め一面に於ては又社會の慈善家及宗教家等の手に依て刑餘出獄者を救濟保護せらるゝに至りたる等は要するに犯罪の減少若くは消滅を圖る手段に外ならずして從來の實驗上監獄の刑罰執行のみを以て其效果の比較的薄弱なるに職由すと雖も吾人の立場より云ふときは刑罰の效果即ち犯罪人の改善と云ふことは單り監獄内に於ける感化教養のみを以て能事終れりと謂ふべからざるのみならず出獄後の保護と云ふことが寧ろ刑罰執行に繼續したる大切なる事柄と信ずるのである今や此意味に於て出獄人保護思想の漸く發達を見るに至りたるは國家の爲め洵に慶事とすべきである殊に本縣に於ては刑餘者の保護に就ては當局者夙に其必要を認め昨年二月群馬縣令第十一號を以て出獄人保護規程を發布せられ所轄市町村長及警察署長をして直接の保護者と定めとを信じて疑はぬのである希くは管内到る處に設立されたる各宗教家の保護團體は今後規定當面の警察官署又は市町村長等と協同戮力せられ以て斯業に盡瘁し有終の美を收められんことを翹望して止まぬのである。

如上我群馬縣管内各郡各地に設けられたる地方保護會は勿論其地方々々より發生せし犯罪刑餘者を保護善導し地方團體の安固を圖らるゝことと素より刑餘者の福音に相違なしと雖も一層此保護の目的を完實し刑餘者をして層一層職業と居住の自由を完ふせしめんには可成其保護者をして就職せしむべき職業の範圍を廣汎ならしめなくてはならぬと同時に保護上の便益を圖るが爲め甲乙各地方保護團體の間に聯絡を取り互に氣脈を通じ若くは在籍又は歸住地なき刑餘者を保護する所の別箇の機關なかるべからざることは予輩の平素豫期する所であつたが今や機運既に熟したと云ふべきか各地方に分立せられある所の地方保護團體が更に一致協力して群馬縣佛教聯合保護會なるものを前橋市に設置せらるゝ事になつたと云ふことである而し

之れに本人歸住地小學校長を參與せしめ感化教導せしむる事となつたのである而して此制度規程既に全國に於て白眉たるのみならず其成績の如きも着々として奏效しつゝあることは爭ふべからざる事實であるが由來免囚保護事業なるものは性質純然たる社會事業にして歐米文明國の實例に徵するも最初は勅令又は政府の訓令等に於て其發達を奬勵若くは强要したる事實あるも其事業の漸く嫩芽を發するや同時に專ら之が發展に努力し或は奬勵金を下付し若くは其他の方法を以て此事業の發達を助力するに過ぎざる實況である我群馬縣の保護事業の如きも恰も此外國の實例を踏襲し進歩しつゝある有樣にして暗に冥合するの傾向あるは實に奇と云ふべきである即ち昨年以來縣下各宗教家の奮起活動に依て恰も以上の法定保護機關の別働體として組織せられたる佛教各宗の組織に成れる保護團體は今や管内を貫通して正に普からんとする實況を見るのは即ち取りも直さず順調の發達にして想ふに將來我縣に於ては是等宗教家の奮勵努力に依て國家に貢獻する所決して尠少なからざるこ

て其目的は保護の完美を期する爲め地方保護會の聯絡を圖り進んでは刑餘者をして可成其所を得せしめ國家の良民に復歸せしめんとするにあることは云ふ迄もないので其事や寔に美事であつて其目的や極めて高尚であると云はねばならぬ。去れば我群馬縣に於ける出獄人の保護事業は將來地方保護會と中央保護會の設立に依て互に親厚なる連絡を通じ層一層良結果を得ることであろうと思ふのである。

尙は此際出獄人保護に關する外國の例殊に獨逸の制度を少しく記述して參考に供したいと思ふ獨逸は近來此事業が最も發達して居るのであつて從つて保護會の事業範圍の如きも非常に擴張されて居つて以前の如く單に出獄人に衣類旅費を給與し職業を紹介すると云ふ事丈けではないので以上に尙在監者家族の保護假出獄者の監督刑執行猶豫者の監督被監視人（我國舊刑法の監視に同じ）の監督尙は進んでは少年犯罪者の素行調査又は少年裁判所の陪審判事の職務事項等に至る迄保護會に於て擔當せられて居るのであつては其勢力實に侮るべからざるものがあるのみならず刑政の改正等に就ても政府に建議を爲して從來採用せられたる事項も尠からぬと云ふことで刑事政策上國家社會に向つて非常に貢獻する所が多いと云ふことである。

獨逸伯林の中央保護協會の狀況を聞くに、此會には三つの部が設けられてあつて、第一が出獄者の勞働紹介部、第二が舊敎徒保護部、第三が在監者家族の保護部の三つである、而して此中最も重もなるものは勞働紹介部であつて其成績の如きも最も顯著であつて西曆一九〇八年…一九〇九年に至る一ケ年間に於て出獄者にして勞働の紹介を求めたる者（獨逸に於ては保護は總て本人より求めしむることゝなれり）合計五千十四人「内女十一人」にして此内伯林の中央保護協會に於て勞働紹介の勞を採つたものが四千九百五十七人であつて其全員の約九割以上は職業を與へたことになる而して又是等の勞働を紹介せし者は如何なる方面に向つて紹介したかと云ふに伯林市に四百七十八人郡部に四千四百七十九人、就職せしめたのである

之に依て見ても免囚保護の就職授產の方法は市部に之を求むるよりも寧ろ郡部に求めることが必要であり又便宜であると思ふのである夫れは云ふ迄もなく都會の地は犯罪に陷る所の種々の誘惑と機會とを與ふる處あるからである。

又其紹介したる職業の種類は何うであるかと云ふに種々樣々であるが農作男、下男、工場の職工庭作り、煉化職工、馭者、商家の雇傭等が其重もなるものである次は保護會社の數及財產のことであるか獨乙全國に於ける地方保護協會の數は都合四百五十一ケ所あつて中央保護協會の數は一縣必ず一ケ所の割合で合計十一ケ所である而して其財產は七十二萬マルク（我三十六萬圓）であつて一ケ年の收入は三十七萬六千九百マルク、支出が二十九萬マルクである（昨年の調査）之に依て見ても獨逸に於ける出獄人保護事業が如何に整頓且つ發達して居るかと云ふことが判明するので從つて其效果の顯著なることも決して偶然でなきことを知ることが出來るのである。

群馬縣佛敎聯合保護會規定

第一條　群馬縣管内ニ於ケル地方保護會ハ（其名稱ノ如何ヲ問ハス）相聯合シテ聯合保護部ヲ組織シ其名稱ヲ群馬縣佛敎聯合保護會ト稱シ事務所ヲ前橋市ニ置ク

第二條　佛敎聯合保護會ニ於テハ出獄人保護ニ關シ常ニ前橋監獄ト相協力シ地方保護會ノ事業ヲ監察シ保護上諸般ノ便宜ヲ講スル外其事務ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、前橋監獄出獄者ニシテ歸住地ナク又ハ其在籍地ニ歸住スルノ念ナキ者ヲ收容シ職業ヲ授ケ又ハ之ヲ紹介シ若クハ雇傭主ヲ選擇シ就職ノ便ヲ與フルコト

二、前號ノ在籍又ハ歸住地アリト雖モ本人ニ於テ職業又ハ生計ノ都合ニ依リ復歸スル能ハサル者ニ對シ將來從事セシムヘキ職業又ハ住居地ヲ定メシメ當該地方保護會ニ對シ本人ノ保護ニ關スル一切ノ事項ヲ委托スルノ道ヲ講スルコト但此場合ニ於テハ本人保護ニ關スル一切ノ事項ヲ通報スルノ勿論ナリトス

三、地方保護會ノ被保護者ニシテ生計又ハ職業ノ都合ニ依リ管内他ノ地方保護會ノ部内ニ移住、轉業ヲ要スル者アルトキハ兩者ノ間ニ仲介照復ノ勞ヲ採ルコト但此場合ニ於テハ當該地方保護會ノ可及的便宜ヲ與フルコト

四、地方保護會ノ請求ニ依リ出獄者保護ニ關スル諸般ノ調査ヲ爲シ又ハ必要ニ應シ地方保護會ニ屬スル出獄者ヲ一時寄泊セシムルコトヲ得

第三條　地方保護會ハ本規程ニ依リ相互ニ緊聯ヲ通シ共同ノ便宜ヲ圖ルハ勿論隨ヶ各種ノ履歷日又ハ出獄者ニ適當ト認ムヘキ職業ヲ詮索シ置キ中央保護會及ヒ地方保護會ノ請求又ハ委托ニ依リ職業又ハ履歷紹介ノ便ヲ與フルコト

第四條　地方保護會ノ役員ハ在監中監獄ノ許諾ヲ受ケ釋放後保護ヲ必要トスル在監者ニ面接シ中央理事ト協議シ保護ノ方法ヲ協定ノルコト

第五條　佛教聯合保護會ニ會長、副會長各一名、常務理事三名ヲ置キ前三條ノ事務ヲ監督處理セシム

會長、副會長及ヒ理事ハ名譽職トシ地方保護會役員多數ノ推薦スル所ニ依ル

前二項ノ外評議員若干名ヲ置キ各地方保護會役員ノ內ニ就テ會長之ヲ推選ス

地方保護會役員ハ必要ニ應シ聯合保護會ニ屬スル事務ヲ分擔スルコトアルヘシ

第六條　聯合各地方聯合保護會ハ每年二回（七月）（一月）其前六ヶ月間ニ於ケル保護者ノ成績ヲ調査シ聯合保護會ニ報告スルヲ要ス但同時ニ前橋監獄典獄ニ成績書ヲ回付スヘシ

第七條　聯合保護會ニ於テハ每年三月本會評議員及ヒ地方保護會役員（一保護會每ニ二人以下トス）ヲ招集シ聯合保護總會ヲ開キ地方及ヒ聯合保護會ニ關スル事務及ヒ其經費ノ豫算及ヒ決算ヲ決議スルコト

第八條　中央保護部ノ每年度ノ經費ハ前條總會ノ決議ニ依リ其收支決算ノ之ヲ同總會ニ報告スルヲ要ス

○自助興產館事業概要

岡山推獎生

救濟事業に就て熱心に研究し指導せらる士あり確固不拔の赤誠と決心を以て經營せる慈善家あり共に紙上に紹介せらるゝは斯道の爲めに喜ぶべし予亦贊れたる慈善家の一人自助興產館主の事業を紹介せんとす

一創　立　明治四十二年十二月

一位　置　岡山縣都窪郡加茂村大字新庄下九百六十七番地小野嘉四郎方

一支部位置　岡山市上石井參拾番地

一沿　革　本館の起因は住年館長小野嘉四郎が亡養父の遺產を相續せる當時自家生計の餘裕を以て貧民狀態の改善をなさんと志したるに胚胎するものにして明治參拾六年以來貧家の子弟に學費を支給し或は無產浮浪の徒を自宅に引取り耕耘の業に從事せしめ其勞役金を蓄積して獨立自活の途を得せしめしものあり其他家計窮迫の余り家族離散の不幸に沈淪せるものを救濟して家運を挽回せしめたるもの等ありて聯か救民救恤の素志を施行し來りたり

而して出獄者保護の事業は一日も忽諸に附すべからさる急務たるを悟り明治四拾貳年拾貳月私財壹萬圓を基本財產に充て農工商の三部を設け無產の浮浪者及刑餘倚へなき免囚を收容し各自相當の產業を授くることとせり

一明治參拾六年より明治四拾貳年拾貳月迄自宅に於て救護したる者左の如し

一貧家の子弟に學資を給與し早稻田商業大學に入學せしめたる者壹名

一他國より浮浪し來りたり無產業者を自宅に引取り農業に從事せしめたるもの拾壹名內受役金を蓄積して獨立自活の途を得たるもの八名逃走して行衛不明となりしもの參名

一倒產せる家に金穀を給與して家運を挽恢せしめたるもの貳戶あり

一明治四拾貳年拾貳月自助興產館を組織以來明治四拾參年六ヶ月門則上半期の間に救護したるもの左の如し

一貧家の子弟を引取り學費を與へ居るもの參名

內譯

一岡山縣立農學校へ入學せしもの壹名

一岡山市立商業學校に入學せるもの壹名

一島根縣立農林學校を卒業し本館の補給を以て東京府豐多摩郡植物園にて苦學せるもの壹名

一浮浪者を本館に引取り就業せしめたるもの貳名

一赤貧者に產業を授けたるもの貳名

一浮浪者を本館の紹介を以て他家に雇人たらしめたるもの貳名

一浮浪者に一時保護を與へ實家へ歸らしたるもの參名

一出獄者を引取就職せしめたるもの參名

而して現在人員左の如し

一保護學生　三名

一貧窮者　二名

一浮浪者　二名

一出獄人保護者　三名（內男二名　女一名）

計十名

一明治四十二年十二月創立より以後上半期の成績左の如し

一學生保護參名修學中

一貧困救護貳名内（一名農業に從事し居れり　一名商業に從事し居れり）

一浮浪者引取八名（一名逃走者　二名雇入となりたり　三名親許へ歸りたるものなり　二名本館に於て就業し居れり）

一出獄者引取三名（一名本挽職をなし居るもの　一名商業に從事し居る　内一名下女及農業に從事し居る）

同氏の事業は一箇人の私財を基本として成立ちしものなれば立に著大なる効果の見るべきものなしと雖も漸を遂ふて必ずや見るべきものあらんことは吾人の豫期せるのみならず同氏亦誓て其初志に反せざらんとせるに徴して毫も疑を存せず同氏が所思を明にする爲め世に發表したる趣意書及館則を示すも亦決して無用の業にあらざるべく又一面同氏の意思の那邊に存するかを知るに足るべきを以て左に掲くることゝせり

添書

別紙趣意書の通り世の失業者及無產業者を收容し本人相當の產業を授け獨立善良の民たらしむる趣旨に候間左の條項に該當するもの御見當り相成候節は本館へ御紹介被成下度候也

一他國より浮浪し來り職業を得るの途に窮し居るもの

二貧困にして職業の資力なきもの

一自己失敗の結果社會の信用を失し爲めに就職の途に窮し居るもの

一自働自活して苦學をなさんと志すもの

明治四十三年度收容人員の豫定は貳拾名に有之候間右滿員と相成候際は入館謝絶仕候場合も可有之候

自助與產館趣意書及館則

我國の文明は日進月歩の趨勢を以て進歩し來り物質的文明の發に歐米先進國を凌駕せんとす若し夫れ貳拾年以前瞑目したる者を墳墓の裡より呼び起して現下の社會を觀察せしめんか驚嘆數番宛も異鄉にあるの想あらしむべし進歩せる社會の半面は燦爛たり而も其裡面に蟠屈せる暗黑醜惡の半面は悲慘慟哭顏を蔽ふべし我國人口の增加は每年六拾萬人なりと云ふ人口の增加寔に喜ぶべしと雖も之が反面に生存競爭の激甚なる悲慘圖を現出し職を失ひ業を離るゝもの漸次增加しつゝあること是なり無產浮浪の窮民の階級は實に社會政策上最も憂ふべき民族にして西哲之を形容して征服し難き一大堅軍と謂へり是れ經濟組織の變遷に伴ふて生じ來る社會の缺陷なり故に歐米諸國に於ては夙に之に應ずべき策を施し失業者保護の機關は到る處の都市に設備せられ其効果大に見るべきものあり我國貧富の懸隔は未だ歐米の如く甚しからざるは事實なり然れども早晩慄然たる慘狀の現出せらるゝは先進國の歷史に鑑みて明かなり以之失業無產者保護の問題は我國に於ても忽諸に附すべからざる目前の緊案なり不肖等微力を省みず本館を設立し世の無產放逸にして各地を徘徊浮浪し窮餘意と頭を他人の門前に低して食を乞ふか自ら進んで盜をなすか或は飢へて道路に斃るゝかの外なき悲慘の境遇に沈淪せる不幸者を收容して彼等に產業を授け獨立善良なる民たらしめ社會の福利を增進せんとす即ち館則を定むること左の如し

會則

第一條　本館は自働與產館と稱す

第二條　本館事務所を岡山縣都窪郡加茂村大字新庄下九百六拾七番地小野嘉四郎方に設け

第三條　本館は無產浮浪の徒及貧困にして產業をなすの資力なきものを收容し產業を授け獨立善良の民たらしむるを以て目的とす

第四條　本館に收容すべき者の年齡は拾五歲以上六拾歲以下とし當分の間男子のみを收容す

第五條　本館に收容するものは警察官署市町村役場の紹介に依るもの若しくは本館に於て相當と認めたるものを收容す

第六條　收容者ありたるときは直に本人の原籍地の市町村役場へ通知し身元取調べをなし尙本館所轄の警察官署に届出でをなすべし

第七條　本館事業の發展上必要なる場合には地方を撰定して支部を設く

第八條　本館の基本財產を壹萬圓とし必要なる場合には增額するものとす

基本財產の出資は館長小野嘉四郎の動產不動產を以て之に充つ

第九條　本館の維持費は基本財產より生ずる利子及產業上の利益金其他の雜收入を以て支辨す

但し如何なる場合と雖も基本財產元資金の費消を許さず

第十條　本館の產業を左の通り定む

農業部（一耕作　一畜產其他農家の副業）

工業部（一藁工　一精米其他の製作業）

商業部（一本館の耕作地より產出したる農產物の販賣　一本館工業部の製作品販賣）

第十一條　館内に夜學部を設け收容者各自の敎育程度に應じ學業を授け趣味の向上を誘拔し修身道德の敎を受けしめ實踐窮行の活精神を養成せしむ

第十二條　本館に左の役員を置く

館長壹名　主事一名　醫員一名

敎師若干名　事務員若干名

授業手若干名　支部に支部長壹名及事務員若干名を置く

第十三條　本館役員の職務左の如し

一館長は館務一切を總括し役員の監督をなし產業經營を整理す

一主事は館長を補佐し收容者を監督誘拔し職業の斡旋をなし

行狀を視察し收容者各自の身上に關することを擔任し館長差支へある場合には館長代理の職務を行ふ

一　敎師は收容者の敎育感化を擔當す

一　醫員は收容者の治療及び館内の衞生事務を擔任す

一　事務員は館長及主事の命に從ひ庶務を整理し會計の事に當り帳簿を整理し收容者の取締をなす

一　授業手は收容者に產業を敎授す

第十四條　役員は凡て自働自活の主義を守り家族的生活をなし一定の給料手當金を支給せず

但し給料手當を支　する必要ある場合には館長の意見を以て之を定む

第十五條　收容者は生計費一切を目辨せしむ

但し疾病其他の事故に依り休業する場合又は職業不熟の爲め生計費を償ふ能はざる時は館費を以て補給することあるべし

第十六條　收容者の人員及び經費は每年豫算を以て之を定む

第十七條　收容者所持の金錢物品は本館に於て之を保管し本人に品目員數を記したる預り證を交付し退館の際返戻すべし

第十八條　收容者を臨時收容定期收容の二部に分ち臨時收容所には一時的保護を要するもの又は定期收容前試驗的に收容するものを收容す定期收容所には誓約濟の者を收容す

第十九條　身分取調を終りたる收容者には本館規定の誓約書を差出さしむべし

但し定期收容者の誓約年限は參ヶ年間とす

第二十條　收容者は本館繼設の寄宿舍に住居せしむ

第廿一條　本館は被收容者に對し他に職業を紹介する場合あるべし

第廿二條　被收容者に支給する勞役賃金及商業上利益金分配率は地方勞役者及び商家を標準とす

第廿三條　被收容者の收得金は生計費を控除し本人の名儀を以て郵便貯金となし通帳は本館に保管す

但し本館に於て正當と認めたる場合にあらざれば貯蓄金を引出すことを得ず

第廿四條　貯蓄金品は本人退館の際之を交付す若し本人不都合の行爲ありて金錢其他の損害を本館に加へたる場合には損害額に相當する額を辨償せしめ殘額を本人に交付するものとす

第廿五條　每朝就業前收容者を一定の場所に集合せしめ產業上の注意及び精神敎育をなすべし

第廿六條　被收容者品行方正業務勉勵なる者には賞與をなす

第廿七條　被收容者本館の規則に違背し改悛の見込なきものは退館せしむ

第廿八條　被收容者は服從主義を遵守せしむべし

第廿九條　被收容者疾病に罹りたるときは本館の醫員に治療せしめ傳染病者は一般法規に從ふ

第三十條　被收容者の治病費は自辨せしむ

但し事情に依り本館之を補給することあるべし

第卅一條　被收容者死亡したる時は直に親族故舊に通知し其遺骸を引取らしめ若し引取人なきときは本館の費用を以て之を埋葬す

第卅二條　被收容者犯罪の行爲あるか或は犯罪行爲の虞あるときは直に警察官署に報告すべし

第卅三條　事務員以下の任免及び職務配置の權は館長に屬す收容者所遇法左の通り定む

一　疾病其他正當の理由あるにあらざれば休業を許さず

一　產業上の知識を啓發せしむべし

一　貯蓄心を養成すべし

一　衞生を重ぜしむべし

一　衣服を簡潔ならしむべし

一　業務に全力を傾注せしめ表裏の行爲あらしむべからず

一　徒黨を結合せしむべからず

一　有益なる娛樂をなさしむべし

一　社會に信用を得ることを勉めしむべし

一　業務を責任的に從事せしむべし

一　家屋其他の貸與品を丁寧に取扱はしむべし

一　賭博及び類似の行爲一切嚴禁の行爲一爭論

一　飮酒一繕紳修養上有害なる書籍の看讀其他無なる見せ物興行の觀覽一收容者相互間の金錢貸借

一　館外に於て金錢の貸借一社會の信用を毀損する行爲を嚴禁す

一　許可なくして館外に宿泊することを許さず

一　入館後一週間內は勞役賃金及商業上利益の配當を支給せず

一　食事は各自自炊せしむ

一　埋葬す

雜錄

○犯罪者の研究（寺田文學士の報告）

文學士寺田精一氏は既往一ヶ年巢鴨監獄に在りて心理上より犯罪者を研究し頃者其一班を奧獄に報告せられたり左に揭ぐるは研究せる事項の項目なり其各項目の內容に至つては他日を期し揭載せんとす

研究報告書

明治四十二年十月より四十三年九月に至る一ヶ年間に於ける犯罪者の研究は主に心理學上より觀たる事項なれども刑事人類學及び刑事社會學に關せるものを調査せり今其中特別なる條件の下に研究せる事項を擧くれは次の如し

一、四人の樂書　二百八十個の監房の白壁に存する樂書を調査して彼等の心情の側面的發現を觀察せり

一、犯罪者と色の嗜好　在監人千二百八十人新入監者四百人につき犯罪の種類、年齡及び在監者と新入監者との差異により色彩の嗜好にも亦差

異ある事實を研究せり元來色彩は人の性情に影響する所甚た大にして監房壁、外壁、構内の草木花卉、工場に於ける作業物品等の色彩は囚人には注意す可きの事項となす即ち色彩には、或は興奮的のものあり、或は沈靜的のものあり或は又連想上より種々なる感情を引起さしむることあるを以てなり

一、囚人の犯則品　囚人の犯則品は無聊、迷信によるもの數に於て最も多く其他種々なる心情より作成せるのもあれども要は之等犯則品材料たる可き物品に注意を拂ひ迷信等によるものは充分其迷信の打破に懲篤訓誨を以て務めさる可からず

一、犯罪者の忌み事及び迷信

一、未丁年囚の夢の内容　七十四人につき最も屢見る夢の内容を調査す

一、未丁年囚の厭怠心と其職業及び雇主の變更、犯罪者の大多數は厭怠心の爲めに直接若くは間接に犯罪行爲に至るものなり彼等の職業を變更せし度數につきては九十名に於て同一職業にて雇主を變更せるものにつきては百六名に於て、異れる職業を以て雇主を變更せるものにつきては八十八名に於て調査せり囚人の作業に於ては特に此厭怠心矯正に盡す可き也

一、犯罪者殊に窃盜及び掏摸社會に於ける隱語及び囚人の食物に對する隱語、主に隱語の作成の方法及び心意狀態につきて研究せり

一、文身と犯罪との關係　西歐の學者が文身を以て痛感覺の遲鈍若くは隔世遺傳の一表徵と見て以て犯罪者に比較的に文身者の多くあるは犯罪者が痛感覺遲鈍にして且隔世遺傳によるものとなせるに對し研究の結果文身は寧ろ個人的心情及び社會的風習に因にこと多く加ふるに特に犯罪者の文身に於ては犯罪に直接若くは間接に關係せる心情及び事實の比較的多く表現さるゝを見たり

一、初犯時に於ける年齡　犯罪の發生は其年齡に因りて異れる犯罪行爲を敢てなさしむ即ち初犯時に於ける年齡は犯罪種類によりて異れるの事實を揭け居れば四百名の手足につきて調査したるに普通人の割合と大差なきを見たり

一、偶發的犯罪者の犯罪行爲をなせし月年齡、職業、教育程度及び親子關係に就きての調査

一、習慣性犯罪者が初めて犯罪行爲に至りし經路右は研究事項の項目を揭けたるに過ぎず其詳細に及へるものは別冊にて一覽に供し候

其他元良教授、牧野助教授の指導により犯罪及犯罪人に關する西歐諸大家の說を參考書により研究せり

明治四十三年九月二十八日

寺田精一

○犯罪と嗜好色彩

京都監獄の通信に依れば京都帝國大學文科大學生三浦恒助氏は犯罪と嗜好色彩との關係研究材料蒐集の爲め去頃以來數回親しく受刑者に付調査したる由にて其結果を聞くに左表の如しと

實を千二百二十四人につき調査せり

一、飲酒家の子と犯罪者　二百名の未丁年囚につきて調査せる結果大酒家の子に比較的多くの犯罪者を出せるを見たり

一、未丁年囚百五十人に就きて二十分間に任意の繪畫を畫かしめ其内容につきて研究せり之れは彼等の心意狀態殊に連想によりて表はるゝ所を見且つ其精神發達の跡を觀察せり

一、未丁年囚と單純なる形の觀念　百四名に就き圓、三角形、四角形、五角形、六角形、八角形を畫かしめて以て彼等の精神能力程度を知るの一端となせり

一、犯罪者の握力　犯罪の種類により各差異あるを見たり調査人員四百名

一、犯罪者の皮膚感覺、コンパスを以て掌部、上腕部及び股部に於て調査し犯罪の種類、分類して比較研究せり調査人員四百二名一犯罪者の左利、西歐の刑事人類學者は犯罪者に左利多き事

方面區別	罪名	入監前ニ色彩ニ關係シタル業務ニ從事セシ者	傷害及殺人	文書有價證券及通貨偽造	詐欺恐喝	賭博	盜物	合計	女監	十八歲未滿	三方面	二方面	一方面
第一方面	赤帶黃	二	一	一	一	一	二	八	一	一	一	一	一
	黃赤	一	一	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一
	帶赤黃	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	黃帶綠	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	黃綠	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶綠黃	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶青綠	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶綠青	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶青赤	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	計	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
第二方面	赤帶黃	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	黃赤	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶赤黃	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	黃帶綠	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	黃綠	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶綠黃	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶青綠	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶綠青	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶青赤	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	計	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
第三方面	赤帶黃	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	黃赤	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶赤黃	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	黃帶綠	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	黃綠	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶綠黃	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶青綠	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶綠青	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	帶青赤	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一
	計	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一

○大谷派法主の親教

（秋田と仙臺に於て）

前號に大谷派法主が秋田監獄に臨まれたる際隨員南條博士の「二寶」に就て受刑者に講話せられたる要領を掲げたるが同日法主大谷光演氏の親教は左の如し

典獄殿の御招待に由り本日爰に各々と面會したるは予の最も喜ぶ處である若し是れが監獄に非らざる順緣の場所にて各々と相會し得たらんには猶ほ一層嬉しかりしならんと思ふ、爰處は決して良き場所ぢや無い、所謂逆緣の場處であるタトヒ場處は逆緣でも各々と遇た以上には一言各々に話したい事が有る各々が今日ケ樣な身の上になりたのは決して偶然ではない必らず其々の原因が有つたに違ひない既に自らの原因で招いた結果であるとすれば謂はゞ自業自得である各々は自業自得と思ふて明きらめも出來ようが各々の兩親になつて見たら如何で有ろうか、今日の各々の此の有樣を父母が見られたら如何ばかり悲嘆せらるゝで有ろうか、又た世に亡き各々の父母も草場の陰で必らず涙に暮れて居らるゝ事と思ふ。

吾人は父母に大恩が有る此の大恩に對しては孝養の誠を盡さねばならぬ、然るに却て父母に心配をさせ父母に難義を掛けて居る樣では不孝是より甚だしきは無いと思ふ。善導大師も申されて居る「恩孝を行せざる者は即ち畜生と異る事なきなり」とある、相た形ちは人間でも心ろや行ひは鳥や獸と更に異らなど申されたのである、同じく人間に生れ來て眞の人と曰はれるのが善いか鳥獸と曰はるゝのが善いか、ドチラが善いか、是れ位の道理は誰れにもよく分る事であると思ふ。

亦た吾人は日夜　天皇陛下の厚き恵に浴して生きてをるのである、此の御大恩に對し奉りては誠忠と申して國家の爲めに大に働き大に盡し奉らねば相成らぬ、然るに却て御上の御厄介になりて居る樣では甚だ不忠の至りと申さねばならぬ　陛下に對し奉りても亦た國家に對しても申譯のない次第であると思ふ、仍て何れも早く心を入れ替へ忠良の臣民と爲らねばならぬ是れ亦た至極分り易ひ理屈である王陽明も知行合一と云ふ事を言ふて居らるゝ、知る事と行ふと云ふ事とか合一せねばならぬ、善き事は知ると同時に行ふて行かねばならぬ、今ま話した親の恩に報ゆるに孝養を盡し、君の恩に報ゆるに誠忠を盡すと曰ふ事も知たばかりでは所詮がない直に行ふと曰ふ事が肝要である、今ま話した事が心に知れて行ひに現はるゝ樣に成れば其れが正しき人でありて眞の人間と申すものである衣服はたとひかゝる色の者を着して居ても心ろさへ善人になれば更に恥づる處はないのである。

猶ほ此の澤山の人の中には眞宗の人も有ろうと思ふから其の人の爲めに眞宗の教義を一言話したいと思ふ。

眞宗の教は眞俗二諦にして眞諦は即ち平生業成と申して常平生に如來の本願を信じ來世の覺悟を定めて置くのである。

俗諦は堅く忠孝の道を守り王法の御介に順ひ吾

が家業に勉勵して美くしく人間五十年の世渡りをする事である、現在も幸福の人となり未來も仕合の身になる事を吳々も望む次第であります。

其後同法主は岩手縣下氣仙郡地方を巡錫せられ仙臺市に立寄れたれば典獄は受刑者に對して一場の親教を懇請したるに快く承諾せられ、乃ち九月二十三日午飯休憩時總囚を教誨堂に集めたれば、最も懇篤なる親教を施され、全囚概して非常に感動したるの狀あり、其要旨を抄記すれば

自分は、只今典獄より御紹介になりし、**大谷光演**でありますが、典獄の懇請に依り參監せし樣の次第であります自分が、日夜諸國を巡敎して居るは、有緣の人々をして、國家の爲め、人世の爲め道に迷はしめざる事をのみ目的として居るのであります。

然るに各々方と、斯る道に迷へる場所にて面會するは誠に遺憾に思ひます、願くは各々と自由なる社會の廣々としたる場所にて面會をしたかつたのであります（此時感泣滂沱する者多人數ありたり）。

佛敎上には、順緣と逆緣と申す事を說きます、斯る場所で面會するは即ち逆緣であつて、此の悲慘なる逆緣が自分との面會に由て何卒幸福なる順緣と博化ことを希望します（一統極めて靜肅にして襟を整へるの狀あり）。

各々は、自分が好て罪を犯せし人もあるべし、又「ウカ」〳〵と何に心なく法に觸れし人もあるべし、又種々の事情に餘儀なくせられて不得止入監せられたる人もあるべし、其裏面には何れの事情あるにもせよ、是表面の有樣は各々の爲めに實に殘念に思ひます。

見渡せば、立派なる五尺の男兒計である、又萬國無比の帝國の臣民計りである、夫れが皇恩に背き、國恩に背き、父母妻子に背き、親戚故舊に背き、社會に背き、法律に背ひて、斯る淺間敷き姿とならるゝは、**各々自身にも定めて殘念に思ひ居らるゝならん。**

承れば、平素敎誨師諸氏の熱心なる敎誨に由て、既に感化歸善の人も多數にあるよし、併し若し一人でも未感化の人あらば、自分との面會を動機として、皆悉く歸善の道に立戻りて貰ひ度きものなり。

熟々願ふに、各々方の鄕里家庭に於て、各々の事を「目下何處に居らるゝや」と問ふ人ありとせば、父母は之に何と答へるであろふ、妻子は之に何と返事をするであろふ、恐くは涙の外に答ふる言葉はなかるべし、是答ふる言葉のなき處、父母妻子の胸中は唯〳〵無限の感慨に責められ、無限の悲歎に苦しめらるゝの外なかるべし。

此の悲歎と感慨は、罪なき妻子を惱殺し、恩ある父母を悶絕せしむるの慘劇にはあらざるか（一同無限の感に打れたるの狀あり）之を思ても、速に歸善の途に上らねばならぬ。

歸善の途に上るに捷徑あり、即ち眞宗眞俗二諦の敎旨是なり。

抑々其眞諦門と云ふは、本願一實の妙法にして其俗諦門と云ふは王法爲本の人道なり、而して是二諦は鳥の兩翼に喩へ、車の兩輪に似て、吾人が現當二世に大幸福の天地を進行するに一日も離るべからざるの道法なり。

各々來りて是眞諦の門を開け……立地に佛陀攝取の光明に照らされ、來世の出離解脫は申に及ばず、今世に於て心光照護の大益、轉惡成善の大幸福を受るなり、又俗諦の門扉を推せ……王法の禁令を自ら遵守せられ、倫常の大道に毫も蹈み迷ふの恐なきに至るべし。

支那の高僧某云へる事あり「人あり恩を受けて其恩を忘るれば禽獸に等し」と各々の過去を尋ぬれば、王法の禁令を犯して皇帝陛下の鴻恩を忘れ、又倫常の大道に蹈迷ふて、父母長上の大恩に戻れり、將來專心に、是二諦の敎旨を遵奉すれば、過去罪苦の身も忽ちに變じて、彼の恩德世界に一致し又同化するに至るべし。

若し此の同化一致の幸福を得ば、仰いて皇恩國恩に對し伏、して父母長上等總ての恩德に對し、信後報恩の大行として、稱名相續は申に及ばず、忠實業に服し、勤儉產を治め、惟れ信、惟れ義、華を去り實に就き、荒怠相戒しむるの身となりなば、只獨り各々方一身の幸福に止まらず小にしても親戚鄕黨の喜びとなり大にしては國家の幸福となるべし、國家處刑の目的も或は之に外ならざ

べし、願くは各々此教旨に由て、速に眞人間の本道に立歸られん事を云々。

法主の親教終りて南條博士は一場の敎誨を爲せり。

○在監者の情願事項調

監獄法施行以來監獄事務の上に影響したる事項し

（一）在監者ノ情願事項別　自明治四十二年十月一日
至明治四十三年九月三十日

情願事項

情願面接ニ關スル件

大臣ニ情願センコトヲ申出タルニ看守長ハ不當ナル出願ナリト申告シ懲罰ニ處セラレタリ
信願書ヲ故ナク第二課長ノ手許ニ留置セリ
大臣ニ情願センコトヲ申立ルモ情願ノ要旨ヲ申述セサレハ容易ニ之ヲ許サス
大臣ニ情願書ヲ提出シタルハ不都合ナリトテ之ヲ咎ミ不法ノ懲罰ニ處セラレタリ
大臣巡視ニ際シ情願セントシタルニ情願ノ理由ヲ糺サス之ヲ斥ケラレタリ
大臣ニ情願セントシタル結果獨居拘禁ニ附セラレタリ
不法處置ニ對シ情願セント欲シ辯護士ニ依頼スルコトヲ願フモ之ヲ許サス
情願シタルモノニハ故ラニ嚴密ナル視察ヲ爲シ或ハ種々ナル迫害ヲ加フ
情願書ヲ監獄官吏物ニ之ヲ披見シ又作製中後方ヨリ物ニ之ヲ覗キ或ハ情願書ヲ關披毀棄セリ

情願人	受刑者	刑事被告人	計
	一		一
	一		一
	二		二
	一		一
	一		一
	一		一
	一		一
	一		一
	四		四
	二		二

巡廻官ノ巡視ヲ一般ニ告知セス
典獄ニ面接ヲ願出ルモ内容ヲ語ラサレハ其手續ヲ爲サス
典獄ハ職務多忙ヲ名トシ容易ニ在監者ニ面接セス

拘禁ニ關スル件

原監獄ヘ送還セラレタリ
長期間獨居監ニ拘禁シ懲罰的執行ヲ爲セリ
老人ト同房セシメサルコトニ計ハレタリ
典獄並ニ監獄醫ノ獨居監巡視少ナシ
監房ニ定員以外ヲ收容シ其痛苦限リナシ
獨居拘禁ヲ解カレタリ
同房者ヨリ不倫行爲ヲ挑マルヽ事實アリテ轉房ヲ願フモ之ヲ等閑ニ附サレタルヲ爲メ毆打セラレタリ

戒護、檢束、紀律其他一般ニ關スル件

監獄ノ紀律紊亂セリ
監獄官吏ノ爲メニ毆打セラレタリ
反則者不明ノ場合ニハ同房者全部ヲ迫害セリ
甲看守ノ訓戒ニ止メタル事件ヲ乙看守ハ之レヲ懲罰センコトヲ請求セリ
甲看守ノ許可ヲ得ヲ爲シタル行爲ヲ乙看守反則トシテ懲罰センコトヲ請求セリ
在監者苛酷ノ處遇ニ堪ヘスシテ自殺ヲ企テタルモノアリ
監獄官吏ハ愛憎偏頗ニシテ故意的ニ處遇ヲ爲シ又暴戻ニシテ濫ニ戒具ヲ用ヒ制縛セリ
同房ノ受刑者ニ毆打創傷ヲ受ケタルニ典獄ハ微罪ナリトテ告發ヲ爲サス
同房ノ受刑者ニ毆打セラレ告訴セントスルモ之ヲ許サス
看守ノ爲メニ毆ニセラレ告訴セントスルモ看守長等ハ脅迫ヲ加ヘ懲罰ニ處セリ

| | | |

處罰ヲ請フヿヲ欲スルモ監獄ノ不當ナル拘束ニ依リテ目的ヲ遂セス依テ損害金ヲ支給スレタシ
民事訴訟ニ關シ自身出廷ヲ許サレタシ
再審ノ訴ヲ爲サンコトヲ申立ツルモノヲ差止メ又ハ不親切ニシテ目的ヲ遂スル能ハス
民事訴訟ヲ提起セントスルモノヲ許サス
休憩時間短シ
免業日ニ安座ヲ許サレタシ
就業ノ餘暇著述ヲ許サレタシ
官吏ノ命令一途ニ出テス在監者ハ其杆格ノ爲メ迷惑ヲ感ス
監獄官吏ハ慮爲ト過誤トニ滿ヲ不正行爲アリテ改悛ノ妨ケトナル
食盛ノ多キモノト少キモノトヲ同一工場ニ於テ食事ヲ爲サシムルヲ以テ後者ハ之ヲ羨ミ四情之レカ爲メ亂ル
監獄官吏ハ商人ト結托シ不正ノ行爲ナシ

作業ニ關スル件

官司業ト受負業ト混同シタル工場ニ於テ不正ノ事實アリ
轉業ヲ願出ルモノヲ許サス
作業賞與金計算高不當ナリ
工錢料定上就業者ニ不利ナル定メ方ナシ
修學運動時間ヲ作業時間ニ通算スルハ不當ナリ
日課表ニ違算アリ
日曜全部休役セシメラレタシ
看讀書籍ニ關スル作業賞與金計算高ノ制限ヲ廢止セラレタシ

教誨、教育ニ關スル件

獨居拘禁者ニ對シ教誨セス又教誨ノ聽聞ヲ許サス

監獄教誨ノ甚タ不親切ナリ
教誨師ハ卑劣手段ヲ以テ宗教信者タランコトヲ勸ム
監房內ニ紙製ノ盤、筆、墨ノ使用ヲ許サレタシ
教誨師ハ獨居拘禁者ニ教誨ノ必要ナシトテ教誨ヲ斥ケタリ
教誨師ノ教誨ハ形式的ニシテ誠意ナク僅ニシテ不遜ナリ反テ在監者ニ反感ヲ與フ
出獄後生計ノ用ニ資スヘキ書籍ノ購求ヲ願出タルニ之ヲ許サス
看讀書籍ノ制限酷ナリ
歐文書籍ノ閱讀ヲ欲スルモ監獄ハ檢閱ニ差支アリトノ事由ヲ以テ之ヲ許サヽルニ付檢閱ノ方法ヲ設ケラルヽカ又ハ檢閱ノ方法アル監獄ヘ移監セラレタシ

給養ニ關スル件

糧食粗惡ニシテ其量少ナク空腹ニ堪ヘス且副食物粗末ナリ
腐敗ノ食物ヲ與ヘタリ
挽割麥ヲ丸麥ニ變更セラレタシ
耕作地ヨリ收納スルモノニシテ在監者ニ與ヘサルモノアリ
飲料ノ給與行屆カサルカ爲メ手洗水ヲ飲ミ病ニ罹ルモノアリ
官吏ハ井水ヲ使用シ在監者ニハ河川泥水ヲ給與セリ
被服風具ノ綿量少ナク寒氣ニ堪ヘス

衛生及醫療ニ關スル件

貸與ノ被服汚染甚タシキモ洗濯不行屆ナリ又消毒不充分ナリ
運動時間短シ
診察ヲ願フモ醫務所長ノ診察緩漫ナリ且診斷粗略ニシテ不親切ナリ
監獄醫ノ不當ノ處方ヲ與ヘ或ハ間違タル投藥ヲナセリ

獨居拘禁ニ附セラルヽコト一年身體衰弱スルモ監獄醫之ヲ顧ミス
懲罰執行後健康診斷ヲ爲サス
防寒ノ設備不充分ナリ

接見及信書ニ關スル件

信書ノ發受甚タ遲延ス
接見中僅ニ決定書ノ理由ヲ辯護士ヘ傳言ヲ依頼セントシタルニ據リ事項ニ渉ルトノ理由ニテ接見ヲ差止メタリ
書信又ハ情願書認メノ時間ヲ制限セラレ時間不足ニテ認メ方差支アリ

領置ニ關スル件

所持金ヲ以テ書籍ヲ購求センコトヲ願フモ金額ニ制限ヲ附シテ之ヲ許サス
領置品ノ取下ヲ願フモ之ヲ許サス

賞罰ニ關スル件

縊死セントスル者ヲ救助シタル在監者アルニ之ヲ賞セス
懲罰濫行ノ弊アリ
看守長ノ處置偏頗ニシテ同囚ニ毆打セラレ反テ懲罰ニ處セラレタリ
典獄ハ毫モ工場ヲ巡視スルコトナク下情ニ通セス懲罰事件ハ看守長ニ委シテ顧ミサルヲ以テ遂ニ懲罰ヲ爲セリ
看守長カ虚僞ノ報告ヲ爲シタル爲メ不當ノ懲罰ニ處セラレタリ
典獄ハ不公平ノ懲罰ヲ爲セリ大臣ニ情願セシコトアルヲ以テ之ヲ不快トシ憎惡スルニ因ル
懲罰執行中ハ診斷ヲ受クルコトヲ許サス
解罰後安座時間内安座ヲ禁シ附加ノ懲罰ヲ加フ

釋放等ニ關スル件

假出獄ヲ許サレタシ

出獄後ノ保護者ヲ定メラレタシ

以上

備考、一人ニテ數事項ニ渉リ情願シタルモノアルヲ以テ本表ノ人員ハ實際ノ情願人員ト符合セス

（二）在監者ノ情願

監獄名	自四十二年九月至四十三年十月 件數	自四十二年十月自四十三年九月 件數並處理ノ顚末					自四十二年十月至四十三年九月 一人ニテ二回以上情願シタル人員
		件數	處理の顚末				
			却下	裁決ヲ與ヘス（情願ト認メラレサリシ）	直接典獄ニ談示（情願不明本人出監ニ付）	計	
小菅	六	三	一	二		三	一
東京	五	一	一			一	
市谷	五	三	一	二		三	一
千葉	一	一					
水戸	一						
前橋	一	一					
浦和	一	一					
横濱	一	一					
巢鴨	一	一					
合計	二十一	十三	三	四		七	二回 三回 四回 五回以上

宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	長崎	三池	高知	松山	高松	德島	松江	鳥取	山口	廣島	岡山	神戸	和歌山	奈良	堀川
一	七	一	一	五	八	四	一	五	二	一八	一	一	三	一	一	二	一	一	一
一	四	一〇	三	一五	五	三	一	九	七	一	一	一	四	一	五	二	一	三	一
一	三	一〇	三	一二	四	三	一	九	七	一	一	一	四	一	五	一	一	二	一
一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	四	一〇	三	一五	五	三	一	九	七	一	一	一	四	一	五	二	一	三	一
一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

大阪	都	宮城	京都	秋田	山形	青森	山梨	盛岡	宮城	福島	新潟	富山	金澤	福井	岐阜	滕所	名古屋	安津	靜岡	甲府	長野	宇都宮
一		一	二		一	三	一	三	一	一〇	四	二										二	二
四		一			一	三	一	一	九	九	一												
四		一			一	二	一	一	七	九	一												
四		一			一	三	一	一	九	九	一												

○在監中の犯罪及逃走件數

其筋に於て最近に調査したる在監受刑中の犯罪及逃走件數は左の如し

受刑中ノ犯罪及逃走件數

監獄名	受刑中犯罪						逃走、逃走未遂及逮捕					
	四十二年中	四十三年（十月二十日迄）	比較				四十二年中			四十三年（十月二十日迄）		比較
	傷害	器物毀棄	其他	増	減		逃走	逃走未遂	逮捕	逃走	逃走未遂	逮捕	増	減
小菅	同四	同一												
東京	一													
市谷														
鹿兒島	二			二										
沖繩	七				一									
函館	四			四										
札幌	一			一										
樺戸	三	五		八		四								
十勝	六			六										
網走	八	四		一二		四								
總計	二七	一三三	四	一二〇	一七	一三	一	一	一	二	一	二	一	二

集鴨	横濱	浦和	千葉	前橋	水戸	宇都宮	長野	甲府	靜岡	名古屋	安濃津	膳所	岐阜	福井	金澤	富山	新潟	福島	宮城
二	二	一	一	一	一	四	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二
						一													
				五															
一	一	二	一	一	二				二	一					一	五	一	一	一
						一													
一	四	一	四		二	一	二		二								四	四	一
一		二	一	四		五				一	一								
一	三	二	一	三	一	三	一	二	一	二	二	二	二	六	三	五	三		
一	三	九	一	三	一	二	一	二	一	二	二	二	二	六	二	四	三		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

盛岡	青森	山形	秋田	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	函館	札幌	釧路	網走	十勝	帯広	計
三	一	二	一	六	一	一	一																																													四六
二		二		一																																															五
																																																				三七
一				一九																																															三
二																																																			四
一		二		二																																														五
																																																			六
一				三																																															一四
一		二		一九																																														三九
四	六	一	二	一																																														九九
																																																			九
二	六																																																	八二
一	四																																																五三
																																																		一八
三	四																																																	五二
																																																			二
二	四																																																		六七

備考

前表の如く本年十月二十日迄の成績を以て假りに之を前年と比較するに逃走未遂に於て著しく增加し既遂に於て著しく減少を示すは慶ふべき現象なりと云ふを得べし又處刑中の犯罪事故に在りても四十二年中山口監獄の多衆騷擾の際に於ける器物毀棄二九人を除きたる前年の事故數とは格別の增減なく成績不良なりとは認め難きも金澤、新潟、德島、函館の四監獄に於ける事故は他監獄に比し其數著しく多きを示すは遺憾とする所なり

四十三年逃走神戶監獄一〇人の內九人は淵本分監留置懲治人にして內練習船鐵邊號乘込中脫船したる者六人を含む

四十三年逮捕の欄中鳥取の二人佐賀の一人網走の一人は前年若くは其以前の逃走者にして逮捕せられたる人員なり

○逃走事故

▲京都監獄囚徒の逃走未遂

京都監獄拘置監拘禁中の窃盜被告人山中久賛（二十二歳）は逃走せんと企て運動の爲め出房せし際何處よりか古洋釘一本を拾ひ巧に監房に持込み其尖端を鋭く磨き房內備付の箒柄の一端に差込み錐狀のものとして包藏し客月十五日午前四時四十分頃之を用て房扉の鎖鑰に近き部分長六寸幅一寸五分位の長方形に切取り其穴隙より手を出し豫て手洗器の一部を剝き取りて作りたる亞鉛鍍鐵板製の合鍵を以て將に房扉の鎖鑰に當嵌めんとせし刹那巡警中の看守に認められ逃走するに至らざりし由尙二名の同房者も其謀の疑あるを以て共に告發したるも二名は不起訴となり久賛は懲役三年に處せられ控訴したるより堀川監獄へ移されたり

▲樺太分監囚徒の逃走（裁判所より護送中）

ウラジミロフカ區裁判所にて窃盜罪に依り懲役二年の刑を受け樺太分監に於て服役中なりし神奈川縣橫濱市花咲町一丁目九十四番地木挽職田邊兼吉（三十六歳）は客月十四日同區裁判所檢事の召喚に依り午後一時頃看守西村吉次郎に引率せられ出廷せしが午後二時頃取調終了したるを以て戒護者は歸監せしむる手筈なりし折しも二人の刑事被告人亦豫審の調査終りて歸監する事となりたるより監督看守部長山上武十郎は戒護中なりし被告人二名を前記看守に讓り先發せしめ自ら兼吉に腰繩を施し其一端を握りて檢束し前者より約十五間後れて歸途に就きしに午後二時三十分頃襲ひ來れる强風に部長は其の帽を吹き飛ばされ同部長の急遽之ひ

を拾取らんとするや兼吉は寸隙に乘じて突然部長の握れる縛繩を振り放し脫兎の如く疾走したり之を見たる同部長は透さず之を追躡して森叢中に入りしが過つて樹の根株に躓き倒れたり之か爲め彼我の距離は次第に遠かり且つ彼は巧に密林中に出沒し途に其影を見失ふに至れり之より先刑事被告人二名を引率したる看守は直に分監長に其旨を報したれば分監長は當直の看守部長をして看守二名を率ひて現場に赴かしめ一面非番看守を召集し且つ當該裁判所檢事局並に豐原大泊の各監獄出張所へ電話し大谷眞岡留多加の三出張所へも急を報したるが召集せし非番看守等五名は逃走方面の山林を隈なく捜査し先に追跡せる部長及看守小川豐之助は豐原停車場附近の林野にて遙かに逃走者の影を認めたるも同地一帶は雜木荊棘の繁れるあり視線通ぜず且つ進退意の如くならず一たび認めたる姿をも捉ふるを得ず去りとて切齒して止むべきにあられば直に豐原出張所に應援を求め日夜を以て該方面を捜査したるも得す止むなく一旦同方面を引揚げ更に分監長は各方面に看守を派し要路を扼し徹夜警戒し尙翌日に繼續したるも其勢を空ふしたり然るに同十五日豐原出張所巡査は同人が豐原市街西一條北四丁目の民家に立寄りたるを偵知し午後四時頃追捕したり逃走者は逃走の當夜窃盜を働きたる疑ありとの事にて目下其取調中なりと

▲八王子分監未成年者の逃走

東京監獄八王子分監拘禁中の窃盜犯林長吉（十七歳）は本月七日被告事件審理の爲め八王子區裁判所に召喚され外二名の被告人と共に二名の看守に護送せられ出廷したるが懲役四月の言渡を受け他の二名も夫々判決言渡濟みとなりたるより看守二名は三名に手錠と縛繩を施し長吉は看守柿沼伊勢松に於て腰繩を持ち他の二名には看守小島增吉に於て二人連絡の腰繩を持ち共に歸監の途に就きしに監獄表門前に到るや柿沼看守は何思ひけん自ら握れる腰繩を手繰りて被告人長吉の帶に挾みしに身輕なる長吉は忽ち疾走し約一丁を距れる草叢に駈け込み其儘姿を隱したり夫れと見たる柿沼看守は機を逸せず追跡したるも遂に其蹤跡を知る能はず又小島看守は逃走を目擊しながら何等急報する

方法をも採らず急遽其戒護せる二名の被告人を拘置監に送り置き其足にて追跡したるより監獄にては何人も逃走の事實ありたるを知らず會々拘置監詰たりし看守は他の被告人より之を聞知し分監長等に報告したるより始めて騒出し直ちに事務看守等を派し追跡捜査に當らしめたるも鐵道線路に沿ひ日野驛方面に遁逃したりとの形跡を探り得たるのみにて何等の手懸りをも得ざりしと云ふ事の茲に至りしは戒護看守が被告人の年少者たると門前近く歸りたるより最早大丈夫と思ひ戒護を弛めたるに依るは勿論之と同伴せる小島看守が逃走のありし事を報告せず被告人二名を拘置監に送りたる後追跡に向ひしが如き空しく時を過するに至りたる等いづれも不注意千萬の事と云ふべし尚事後諸處を警戒し又二名の看守を被告人の本籍地へ派し檢事へ報告すると共に八王子警察署並本籍地たる田無警察分署に急報し逮捕捜索に努めしも當日は其意を果し得ざりしが兩日を經たる本月九日本人が本籍地自宅へ立寄り居たるを知りたる田無警察分署の巡査は即時居宅に到り取押へたる由

▲福島監獄中村分監未成年者の逃走

福島監獄中村分監拘禁中の窃盜犯懲役二年六月四川面平作（十七歳）は本月十日工場にて麥程工經木編を爲し居りしが晝飯時に於て食事準備の爲め工場外より食糧用水等を運搬するより工場戸締の充分ならざるを知り看守の隙を窺ひつゝありしが看守が振鈴にて一同の囚徒を休業せしむるや機の至れりと見たるにや平作は上厠せんことを願出で戒護看守は之を許したるに彼は厠を出でゝ自席に就かず其儘入口を取締るべき看守居合はせざるを幸ひと用水運搬の體を裝ひ工場裏を廻り工場と外圍の區劃を爲せる板塀を攀ぢ登り終に外圍の板塀を踰越逃走せり何故に戒護看守は之を覺らざりしやと云ふに同工場には擔當看守一名の外に工場外より食糧及用水を運搬する者の取締の爲めに補助看守一名を配置し擔當看守一名のみの時には受刑者を場外に出さゞる定めなるに當時擔當看守は工場外に勤務せる看守は受刑者二名を引連れ水汲みに行き不在なりしに其事實を知らざりしより遂に逃

走の機を與ふに至りたるものなりと、逃走の事實は間もなく急報ありたるより夫々追跡捜査したるも其踪跡を失し空しく打過ぎしが本月十三日相馬郡山上村字小田の原の一人家の床下に潜伏し居たるを捜査逮捕したりと

▲長岡分監未成年者の逃走

新潟監獄長岡分監拘禁中の窃盜犯懲役五年囚酒井治作（十九歳）は逃走せんとし監房を破毀したる事あるより嚴重に懲罰したる上最も監視し易き工場内看守所の前面に於て糸繰業に就かしめ專ら警戒しつゝありしに本月三日擔當看守病氣の爲め缺勤したるに由り他の看守を配置したるに豫てより工場非常口の鎖鑰の外れ易きを知りあるを以て此機を逸せず逃走せんとし午後三時半頃看守が同工場囚徒一同の科程檢査を爲しつゝある際に乘じ窃に看守所脇の土間と板張との間の中仕切壁に高く懸け置きたる長九尺の梯子を取外さんと木槌を踏臺として梯子に手を懸け取外したる上先づ工場非常口まで運び置き更に本人の居席に立戻り戸棚の上に在りたる大風呂敷を纏ひ再び非常口に行き空手長六寸の突錠を外して鬼格子の引戸を開き工場外に逸出し右梯子を外圍の板塀に立懸けて踰越逃走したり監内にては何人も之を認めたるものなかりしが時偶々分監長官舍より之を認め分監に急報し來りしを以て直に事務看守休憩中の看守をして追跡せしめ尚非常配置を行はんと爲しつゝある際監外に於て耕耘に從事する囚徒を戒護し居たる一看守は官舍方面にて喧噪せるを聞き逃走者ありたりと推知し耕耘夫の戒護を同勤看守に托し疾驅追跡し同分監を距る三丁許の場所にて逮捕したり、此の逃走手段は隨分念の入たるものなるに之を覺知し得ざりしとは油斷の多き事共なり

○三ヶ月間の工錢及賞與金增減比較

司法省にて最近に調査したる本年四月より六月までの三ヶ月間に於ける就業延人員工錢及賞與金比較に依れば總計就業延人員五百萬六千百九十九人、工錢額四十五萬四百九十二圓餘、其一人一日平均額八錢九厘九八、賞與金を計算すべき者の一

日一人平均額は九錢四厘〇九にして之を給與率に依り計算するときは賞與金計算高一人一日の平均二錢四厘三七なり之を更に官司業受負業委托業の區分に依り細別するときは左表の如し

就業延人員	工錢	賞與金を計算すべき者一人平均の一日一人高	賞與金計算すべき者一日一人平均高	賞與金一日一人平均高
官司業	一、三三二、三五六、〇	一四五、五四四、六四	一二〇、〇四	三、三五
受負業	三、一三一、九三二、三	二五八、三四〇、九	八二、〇一	二、三六
委托業	三三一、九三六、九	四八四六一、四七	八七、四四	九、八九

尙前期と比較するに工錢の一日一人平均額賞與金を計算すべき者の一日一人平均高は一般に增したるも前年同期に比するときは增す、市谷、橫濱、千葉、宇都宮、靜岡、安濃津、岐阜、廣島、松江、德島、松山、三池、福岡、鹿兒島、沖繩、樺戶、網走の諸監獄にして賞與金を計算すべき者の一日一人平均高の增したるは市谷、橫濱、宇都宮、靜岡、安濃津、岐阜、青森、堀川、廣島、松江、德島、三池、福岡、宮崎、鹿兒島沖繩、札幌、樺戶、網走の諸監獄なり

○眞木事務官の消息（四）

◉小山監獄局長宛の書柬

謹啓益御淸適奉欣賀候陳は小生幸に至て壯健にて巡回罷在豫定通り去る十七日英國より乘船本日無事紐育に到着仕候間乍憚御安神被成下度候視察狀況は時々御報告可仕筈之處兎角緩漫に相流れ恐縮の外無之實は短日數にて視察致候事故案外多忙且土地不案內なると言語不通とにて餘計の心配と時間を要し朝早くより駈け出し夜遲く歸へると申有樣にて神經過勞の爲にも可有之身心疲勞執筆にも懶く相成自然御無沙汰に相成候段御諒察奉仰候扨今日迄視察せし大要を申上候へば去月廿三日英國出發以來伯林ブラツセル巴里等の各所を巡回せしも何れも滯在日數僅少にて十分の視察調査を遂け難く大使館又は公使館より公然其向へ照會を爲し其回答を得て視察に出掛る事は日時なきため爲し難く候間私信紹介書にて各監獄の視察に出掛る手段を取りたるため眞に其內部の通覽を爲すに過ぎざる事實に有之現に伯林にて司法省の監獄當局者たるプラスクと申人に面會し特別に監獄視察に對する紹介書を求めたる處いやにもつたいぶり外務省を經るにあらざれば參觀を許さゞる筈なれとも出

立切迫との事なれば特別の扱にて御見せする事にせん但小生の求めたる「プレツチエンゼー」監獄は舊式なる故テーゲルの方を見よと申てプレツチエンゼーは見せ不申强て兩方の參觀を求めたるも許し呉れず又牧野大審院判事も同時にプラスク氏に面會に來候事故同氏も一緒に參觀致度樣申込候得共牧野氏は暫く當地に滯在せらるゝ事故他日相當の手續を經て御覽相成可然と申て許し呉れざる如き事情あり視察便宜を得ざること不尠獨逸の監獄は谷田兄が十分に調査を遂げ居られ候事故小生は强てプラスク氏の意見に反せず其意に任せ申候要するに獨逸にては內務省所管のモアビート司法省所管のテーゲルの二監獄を視察せしに過ぎず白國にてはサンジール、ルーバン、ガンの三監獄、佛國にてはフレーチ、サンテ、ムランの三監獄を視察致申候以上視察せし監獄に付其大要を申上候得ば是れと申て別に珍しく且感服すべき程の事柄は認め得ざるも建物は何れも費用のかゝりたるものにして其堅牢なることは申をもなく多くは數十年前の建設に係るも何れも獨居制（夜間獨居あるも）に相成居一人入にて日本に於けるが如く十數人を一房內に雜居せしむる如き監房は無之數十年前の建築としては監獄制度の早くより改良せられ且進歩せしことを證するに足る事と存候又掃除は能く行屆居りて淸潔なり（淸潔は日本の特色なりと思居りたるは誤見なり）就中各監獄とも洗濯場並に乾燥室及器械（蒸汽にて）の設備具り在監人の衣服の洗濯は周到にして一週間に一度は衣服を取替る事も相成居候此點は誠に羨敷相感し申候衛生の點に重きを置き居ることは此一事にても相分り申候其他新入監者の監房は能く出來居參考とするに足る樣相認候其外物質上の設備且注意周到なるは我が遙に及ばざる處に御座候。

拘禁制度としては一定せず獨逸國にては晝夜獨居主義を採用し居る趣にて漸次監房の改築を行ふと申事なれども費用に關するを以て一時には行はれ難きに因る歟プレツチエンゼー監獄にては未だ雜居制を併用致居候又白耳義國は晝夜獨居制の本尊なるにも拘はらず其模範監獄とも稱するガンの監獄にては一ケ月以下の短期囚並に新入監者に二三

ク月間晝夜獨居拘禁を行ふのみにて他は晝夜間獨居に晝間は工場にて雜居就役せしむる處遇に有之與獄に就き其意見を求め候に刑期の長き者に對し晝夜獨居制は不適當且効果に疑あり自分は信ず當監獄現時の處遇の如く併用主義を是なりと申て其得失に就き喋々辯じ申候、佛のムラン監獄も（內務省監獄當局者は此監獄を自慢致居候）夜間獨居、晝間は雜居就役を施行致居申候、拘禁制度に就ては各國其軌を一にせず一長一短是非得失は何れの制度にも附隨致居候間強て一定せず夫れとなく試驗しつゝありと申も不可なきことゝ存候、各監獄の拘禁人員も素より一定致居不申候獨のモアビート監獄にては現在員四百八十一人テーゲルは千六百七十二人白のサンジールは男監にして八百五十人內二百五十人は刑事被告人、ルーバンは刑期五年以上の四人のみにて五百六十五人、ガンは男監にて五百八十五人佛のフレーヂは刑期五年以下の男囚のみにて千百人サンテは拘置監被告人千貳百人、ムランは五年以上の男囚のみにて六百三十四人、以上掲くるが如く拘禁人員は建物の廣狹大小に依るのみにて一定せし標準なきものゝ如し但晝夜獨居拘禁を施行する監獄にては勢多數の人員を收容することを得ざるは事理の然らしむる所なるべし

作業に就ては各國多少の差異こそあれ其海陸軍遞信其他官衙の需用品を監獄にて製作せしむるは同一に有之白耳義佛にては普通人民の注文品をも製作し佛にては所謂受負業如きものも有之候得共少部分に過ぎず專ら諸官衙の需用品製作に從事致居候且諸官衙の需用品は當該官衙より其材料を提供するを以て監獄にては作業資金を要せずして多くの仕事を爲し得る事と相成作業の施設には更に心配無之候監獄作業を以て諸官衙の需用品製作に供するは各國同一にして民業競爭の弊を避くる爲め勢斯る手段を取るに至りたりとは申ながら經濟ともなり又需用供給兩ながら全きを得る方策と被存候間日本にても斯くありたき事と切望に堪不申候上陳の次第なれば監獄作業を特別會計に依り施行する處は無之蓋し資本を要せざるを以て其必要を認めざるに因る義と被存候我が日本にても作業資金

の上に付講究する前に先以諸官衙の需用品製作引受方を實現せしめられ度ものに御座候右樣諸官衙需用品製作を主とするが故に作業掛の事務も左程繁雜ならず少人員にて事務を便するのは別に感服すべき程の事柄には無之樣被存候

扨又ワシントンに於て監獄會議引續き亞米利加萬國人道會議と申會を催す事に相所居小生にも臨席可致樣申來候其內容は幼年裁判所、幼年者のプローベーション、（試考）幼年犯罪者に關する事項にて十月十日より一週間會議する筈多少趣味ある會合なるべしと被存候間小生も臨席致度御含置被下度候

却說今日迄幸に差したる失策も無之素より小失策は常に免れざる所なるも事々しく御吹聽申上候程の事も無之又食事にも慣れ豫て心配致居りたる腸胃も心配せし程の事なく先は可なり用便致居候上陳の通是迄は先つ可もなく不可もなく打過ぎ申候先は要旨而已如此得貴意度候早々拜具

九月廿四日

紐育にて　眞木　奎

小山監獄局長閣下

尙々今明兩日は當地に休息明後廿六日（月曜日）にワシントンへ參候

萬國監獄會議日程

日曜日　（十月二日）

午前十時三十分　アメリカ監獄協會祈禱

午後二時　萬國監獄會議開會式（場所　國立博物館大會堂　議長合衆國委員）

會議局の組織、役員の選擧（選擧は議長の指名に依る）

八時　萬國監獄會議の招待に因り參列したる米國監獄協會員も共に會議に加はるワイ、アール、ブロツクウユー氏及其他の米國人の挨拶、市長アール、イム、マツクラウリー氏、サー、エヴリン、ラツグレス、ブライズ氏、ドクトル、ギユツロウメ氏及ボーレル敎授等の談話

月曜日　（十月三日）

午前九時　議長各部會を開かしむ

午後二時　ドクトル、シーモン、ファン、テル、ア

午前九時　各部會
午後二時　コロンビヤ大學法科大學教授ジオーチ、ダブルユー、キルチウイー氏の公開講演
同　三時　總會
同　七時　宴會及祝賀會（合衆國政府の招待）
　金曜日（十月七日）
制度視察、萬國監獄協會委員會會同
　土曜日（十月八日）
午前十時　總會、閉會　議長來賓及各部の議長閉會の挨拶を述ぶ

●監獄局員宛書柬

其一

各位御揃益御清康奉賀候陳は生儀は昨日當地安着頗る壯健日々視察に從事罷在候間乍憚御安神被成下度候來る十四日出立ロンドンへ引返し十七日同所より米國へ向ふ積りに有之候先は略報迄早々

九月十日　巴里にて　眞木喬

●監獄局員宛書柬

其二

午前九時　各部會
同　三時　總會
同　五時　議長より招待（個人的）（於ウイラード、ホテル）
同　八時　公開會同、公開講演（四十五分間）及智利國委員セーノル、ドクトル、アルバートー、ヨーシヤム氏の演說
　火曜日（十月四日）
午前九時　各部會
午後二時　白國委員トクトル、アール、ファンベリー教授公開講演（演題、監獄學講座に就て）
同　三時　總會
同　七時　米國監獄協會に於て參列委員を招待し宴會及祝賀會を開く
　水曜日（十月五日）
午前九時　各部會
午後二時　日本國委員眞木喬氏の公開講演
午後三時　總會
同　七時　佛國委員スクラメツク氏の公開講演
　木曜日（十月六日）

（前略）生儀は去二十六日海陸無事當地着依舊壯健に候間乍憚御休神被成下度候會議も愈來月二日より開始會員多數なり日程は局長殿へ通報致置候通りに有之候小河高安武田の三氏も皆到着面會致候生は來月二十日頃迄は當地滯在を要すべし其後處々へ巡廻する積り先は御挨拶迄早々

九月三十日　ワシントン　眞木喬

○武田慧宏氏の消息

（監獄典獄宛の書柬）

拜啓時下愈御健勝に御執掌の段邦家の爲奉賀候今回小生の渡米に關し公私共に非常の御配慮を受け出發に際し炎暑の砌遠路御見立被成下感謝の至に候幸に乘船後身體極めて壯健未だ曾て一回も食堂を缺かせし事無之（尤も一度丈け中席致候）元氣旺盛に御座候間御休神被下度候海上も概して平穩時々船の動搖を來たし候も固と洋中の事爲に船暈などを起すは始めより航海せざるに如かずと青年等を勵まし居候然る處一昨九日は實に非常の荒れにて夜來船體の顚蕩動搖甚しかりし由起床の上承知致し甲板に出でしに密雲低く垂れて大波巨濤の起伏凄まじく物數寄にも甲板より四階上に當る舵手塔に昇り見るに雪山の如き大波が船首に疊み重なり甲板を洗ふ瀧の如し飛沫は遙かに此舵手塔を打つ狀壯絶凄愴を極め申候船長の談には斯るシケは敢て珍らしからざるも風は暴風以上タイフーンの性質にして低氣壓の中心は日本海岸より此船を追驅け來るが如し時間餘り永きに過ぐとの事に有之候ひし、さては二百廿日の荒れが本州を襲ひしに非らざるか水害の再演はなきかと洋中遙かに本州の模樣を氣遣ひ居候果して如何なりしか、然るに此波浪も昨朝に近くに隨て漸く靜まり昨今兩日は實に快晴只だ緯度高くしてカラスカ半島の尖端エリユーシヤン群島のウナラスカ島沖を航行致居るを以て風寒く冬裝束も猶足らざるを感じ申候橫濱出發より二日間は船室の暑熱に苦みしが爾後千島沖にかゝり候より終始寒冷の北風のみにて偶々暖かなりと思へば一昨日の如きタイフーンに遭遇致し船室內に籠もれば光線と換氣の不充分の爲に頭

痛を催ふし已むを得ず喫煙室に押かけ往き終日話し暮らす事有之候一等船客は小河博士を加へて男五、女五、外に從者二名、二等船客は男十、女七、に有之、三等客も寡少にして船内寂寥とも可申有樣に候用事なきゆゑ、船内隅なく見回はり船員の動作等を見るに付け我監獄界の爲に參考となるべき點數多有之候先づ其秩序、清潔、及船員の態度等は其重なるものに可有之思料仕候小河氏も甲板上に相語りたる際我等を在監者の地位にして船員を司獄官とすれば此間に種々の學ぶべき點を發見し且つ經驗すべしと申され候實に同感に有之候併し自由の身の仕合には甲板に出づべく又喫煙室にも遊ぶべく殊に今日の如き晴朗の日には何共云ふべからざる航海の快味を覺へ申候本日は横濱を去る二千八百廿九哩、前途ヴヰクトリヤ迄千五百餘哩に有之候何れ十六日彼地着の上は詳細御報可申上候願はくは御同僚職員各位に乍憚宜敷御鳳聲願上候敬具

九月十日（日本にては十一日ならんかと存候）

丹波丸にて　武田慧宏

○小山監獄局長の容體

小山監獄局長は腸胃を害し客月二十八日より引籠り加療中なりしが全快の上今二十日より登廳執務せらる

各地通信

○東京たより

見聞子

●客月某日故大木喬任伯の銅像は東京地方裁判所前庭にて除幕式を擧げられ候同氏の爲人に就ては其當時舊知の士に依りて傳へられ又司法行政の爲めに貢獻せられたる事も世に知らるる事にて今更に申上ぐるまでも無之候へ共事を處するや衆議に聽き冷靜なる態度にて公平なる判斷を下したること其職務の爲めには事理を闡明に深尋探討至らざるなく其精勵なる事亦多く比類を見ずとは其中老の吾人に語る所に候

●監獄の改築も年々甚急に迫りつゝあり殊に水戸監獄の如きは舊造のものにて其改築は一日を緩ふすべからざるに加ふるに本夏の淋雨にて損害を蒙り一層改築を要するに至れりとの事に有之候然るに明年度の豫算には監獄の建築費は容認せられざるやに考察せらるゝ由此有樣にては繰延に繰延へと相成當初の計畫も一時限りのものなるが如き姿にて復失望を重ぬる事に候

●監獄内に賊忍入るとは一寸物珍らしく相聞へ門外漢には頗る不可思議に感せらるゝ事に存候へども事實は近時に於て數々現せられ又最も憤慨すべきは監獄職員にして囚徒と結托し其親族の家に出入して金品の贈與を受くるあり甚しきは看守長にして收賄したりとさへ傳へられ新聞紙の三面を賑はすに至つては沙汰の限りに候

●看守と申し候へば監獄職員中にては下級に位する儀に候へども其は官職上の等級にして其獄務に奉する責任に至つては典獄看守長と異る所なく寧ろ日夕囚徒に直接致候丈けに監獄の生命に繋る所多しとまで論せらるゝ今日囚徒を幫助して逃走せしむる疫分曉あり或は獄中にて世話を爲したりと

監獄の如きは舊造のものにて其改築は一日を緩ふすべからざるに加ふるに本夏の淋雨にて損害を蒙り一層改築を要するに至れりとの事に有之候然るに明年度の豫算には監獄の建築費は容認せられざるやに考察せらるゝ由此有樣にては繰延に繰延へと相成當初の計畫も一時限りのものなるが如き姿にて復失望を重ぬる事に候

●監獄内に賊忍入るとは一寸物珍らしく相聞へ門外漢には頗る不可思議に感せらるゝ事に存候へども事實は近時に於て數々現せられ又最も憤慨すべきは監獄職員にして囚徒と結托し其親族の家に出入して金品の贈與を受くるあり甚しきは看守長にして收賄したりとさへ傳へられ新聞紙の三面を賑はすに至つては沙汰の限りに候

●看守と申し候へば監獄職員中にては下級に位する儀に候へども其は官職上の等級にして其獄務に奉する責任に至つては典獄看守長と異る所なく寧ろ日夕囚徒に直接致候丈けに監獄の生命に繋る所多しとまで論せらるゝ今日囚徒を幫助して逃走せしむる疫分曉あり或は獄中にて世話を爲したりと

て出獄人と會飲し若くは身の振方を哀訴する等弱行にして不德なる者ありとは司獄官の面に泥を塗りたる上に足蹴にするものにて憎みても餘りある次第に候

●人に接するや輕妙の口調もて坐談を試みらるゝ畑典獄も昨今腸胃病とやらにて元氣舊の如くならず大學附屬の病院に入りて療養中なりとの事に候小菅監獄は先般の水害にて尠からぬ被害あり復舊工事を控へて首腦典獄の病氣に罹りたるは同氏の不幸のみには無之候

●小山監獄局長は就任以來病氣欠勤など曾て聞かざりし所に候處珍らしくも客月下旬來三週日も加療せられ一時は衰弱も甚しかりし樣子に有之候しも今日にては全快致候由にて何よりも喜ばしく此上とも御自愛の程祈居候

●谷田參事官始め谷野大場兩參事官はいつも御精勵相成居候聞く所に依れば谷野參事官は日ならず東大久保村へ轉住せらるゝとの事に候、轉居と申し候へば眞木事務官の留守宅にては先頃芝區芝公園十四號の十四番地へ移轉被致候、同氏宛の郵便

物にして赤阪の舊地へ參り轉送せらるゝものもありとの事に付爲念御報道致置候

右金額を配分すること左の如し

甲　看守六十二人
一人當金參圓八拾錢
總額貳百參拾五圓六拾錢

乙　看守四十三人
一人當金貳圓五拾錢
總額百七圓五拾錢

丙　看守八　人
一人當金壹圓
總額八　圓

丁　看守二十六人
一人當金參拾錢
總額七圓八拾錢

右の外授業手機關手各一人へ金參圓八拾錢宛
藥劑師一人へ金參圓
小使六人へ金壹圓七拾錢宛
給仕二人へ金壹圓貳拾九錢參厘宛

○小菅たより

小菅監獄の水害見舞として諸方より送付したる金高及配當額調書なりとて同監獄より本紙へ登載方依頼ありたるに依り左に掲ぐ（記者）

水害見舞金額及吏員配當額調

一金參百八拾貳圓貳拾八錢五厘

內譯

金七拾四圓
右山形監獄外六監獄職員御一同より直接當監獄へ御送金に係る分

金貳百六拾五圓八拾九錢
右市谷監獄外四十七監獄職員御一同及監獄局內各位より御寄金巢鴨監獄に於て取纏め御送付を受けたる分

金四拾貳圓參拾九錢五厘
右水害中當監避難の商人より寄附したる金額中食糧代を引去りたる殘額

○長野たより

白井勇松氏典獄として赴任以來鋭意獄務に掌する傍出獄人保護事業に心血を濺きつゝある事は數々報道せし所なるが最近同氏より寄せたる書柬亦其一端を窺ふに足るを以て左に摘錄して餘白を濟す（香川又二郎）

（前略）兎角多忙に取紛れ御無沙汰勝にて相濟まざることに御座候何卒御海恕被下度候相當に事務を辨じ相當に仕事を爲し行かんとするには內治外交中に暇のなきことに御座候幸に地方稼ぎの苦みを御推察被下度候出獄人保護事業も大に其歩を進むる積にて幹旋罷在候信濃福壽園も本部の外分監所在地に支部を設け聯絡活動することに致し各支部とも官民の有力者に其幹部となることの承諾を得て活動開始の基礎を作りつゝあることに御座候一面には例の知事及び內務部長警察部長等に赴任以來屢々迫まりつゝある長野縣出獄人保護規程發布の件も（草案を草し參考に廻しあることは前に申上げたることもある通り）縣下水害の影響等の爲め案外に暇の入ることなり此頃は尙ほ一層迫まりつゝありて愈々縣廳部內の內議も大に進み不日發布のことになる丈けに運びたる樣のことに御座候何れ發布の上は公式に報告する積に御座候否獄務課長よりの照會に對して御廻ましせざるべからざることに御座候假出獄申請も大分澤山提出し何れも御許可を得つゝあることに御座候が警察留置場巡視の際之を調査するに孰れも成績宜しく信用も高まりつゝあることにて大に喜ばしく感じ居ることに御座候懲治人の假出場も小生赴任以後の分には不良の成績は無之懲治人も現在九名小生赴任當時の數の約三分の一に減じ得たる樣のことに御座候

明日より一週間許の豫定にて諏訪及び木曾即ち西筑摩福島地方の警察留置場巡視に出掛る積に御座候

當縣下各地方には赤痢及び腸窒扶斯蔓延殊に本監及び上田分監に近き地方に多數あることにて入監者及び差入品等に付ても充分の豫防消毒方法を講じ居り吏員等にも豫防方に大に注意を加へつゝあ

ることに御座候が幸に何事もなく喜び居り候
監内本分監とも一體に平靜にて逃走も殺傷も縊死
も其他何等の事故なく大に喜び居ることに御座候
看守の足らざる爲め看守には隨分氣の毒の程に勤
務せしめつゝあることに御座候事なきに乘せらる
ゝ樣のことありてはと常に各方面に渉りて細心注
意を加へつゝあることに御座候
眞木氏も愈々壯榮に今日にては米國の會議に其健
影を示されつゝあることなるべきか本日同氏が倫
敦より發せられたる繪葉書小生の許に到着致し候
ことなるが至極御壯健にて九月十七日倫敦を出帆
して米國に向はれたる模樣にて即ち其全文を掲ぐ
れば
御書面拜受益々御淸榮奉賀候陳ば生儀至極壯健
本日出帆米國に向ふ、歐洲監獄視察大に參考と
相成申候先は略儀迄早々
九月十七日　ロンドン　眞木　喬
に御座候同氏の健康を大に氣遣ひたることなるが
誠に喜ばしきことに御座候（下略）

叙任及辭令

福岡監獄詰ヲ命ス　（名古屋）看守長　柴田常次郎
名古屋監獄詰ヲ命ス　（福　岡）看守長　德永梅太郎
任看守長給十一級俸　（宮　城）看　守　近藤彬夫
任裁判所書記給九級俸　（鳥　取）看守長　山仲恒太郎
任看守長給月俸十八圓　（山　口）看　守　福澄善一
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス　（廣　島）看守長　山崎柳藏

本會記事

本月八日例に依り茶話會を開き文學士寺田精一氏は「四人と色彩」の題下に一年間實地に就き親しく調査研究したる巢鴨監獄に在る囚徒及新に入監する者の嗜好する色彩と普通人の嗜好する色彩に就き詳細なる彩色圖を以て比較說明を爲し境遇生活關係等に依り嗜好せる色彩各異るのみならず又種々變化するものなりと諄々として說明し聽者に趣味と研究の資料を與へられたり同講演筆記は來月の紙上に掲ぐる筈なり當日の會同者左の如し

石川亥之松　石丸龍省　岩永法電　石井昇吉
芋川万平　伊藤鈷之　飯田藤作　簡牟田彦次郎
坂本　磁　福田熊次郎　尾崎初太郎　寺田重吉
鈴木直義　櫻田恒藏　十河政之　武笠龜太郎
中野誾雄　妻田長平　山田宗助　中村夏太郎
長尾辰巳　竹田　槃　土屋由太郎　關口倉之丞
結城冬榮　秋葉儀一郎　玉川吉太郎　濱田道太郎
瀨戸繁太郎　秋元源次郎　吉橋順平　金森常雄
小關綱作　坂田　稔　平分德太郎　杉山清章
山内末吉　中谷一夫　宇野隼太　平塚龍馴
原　龍昭　山口知信　岡部安憲　島田榮造
香川又二郎　藤澤正啓



東京高等師範學校教授　乙竹岩造先生著（最新刊）

不良兒教育法

洋裝菊判全壹冊　紙數六百餘頁　定價金貳圓　郵稅金拾貳錢

不良少年の處遇保護感化は刻下適切緊急の重要問題也、先生夙に之が研究に腐心せられ歐米に在るの日より特に特殊教育の理論と實際とを究めて造詣頗る深く歸來全國監獄教誨師講習會監獄官教練所帝國教育會其他諸所の招きに應じて講述せられたる所を整叙して以て本書と成る、全篇九章不良兒教育の問題、不良兒の心理的觀察、不良兒の教育的觀察、兒童少年犯罪の研究、獨逸に於る保護教育、英國に於る感化教育、米國に於る少年裁判吟味制度、不良兒教育の要領、不良兒教育の方法是也、而して各章更に節を分ち項を追ひて備さにその理論の骨髓と實際施設の要領とを詳說せられて内容豐富所說嶄新尊くも民政自治法曹警監救濟教化の職に從事せらるる諸彦の座右には必須不可缺の好參考書たるは勿論汎く最愛子女の教育調薰に留意せらるゝ家庭父兄の必ず一讀せらるべき良書なり。

發兌　東京振替　京口橋區南傳馬町二丁目二〇八番　東京東區南第九　目黑書店

農商務省山林局御藏版（第四版製本中）

韓國誌

全壹冊　正價並製金壹圓
紙數六百五十頁　色クロース金字
用紙菊判上質　入金壹圓貳拾錢
郵稅金拾貳錢　市内金四錢

韓國は我が領土に歸して朝鮮の經營發展に付きては日夜官民の焦慮する所たるなり然るに之れが調査に關する正確なる材料に乏しきは誠に遺憾に堪へざりき本書ほもと露國政府が東亞政略上の參考として幾多の資財と精力とを抛ち極力精査したる所に係り韓半島に於ける建國、風土、民俗、制度各種の產業、運輸交通等の狀況其他未發の富源を指摘する等實に殖產商業界唯一參考の好資料たり弊院既に發賣の榮を荷ひて廣く之を世の有志者に頒ちつゝあり諸彦幸に一本を購めて弊院が世を欺かざるを知りたまへ

韓國誌目次

◎生產
◎農業
◎土地ノ占有
◎農耕總說
◎收穫計算法
◎農作物ノ種類
◎牧畜
◎水產
◎狩獵業
◎林業
◎礦業
◎製造業
◎商業
◎河川
◎氣候及植物
◎運輸交通
◎地質
◎國民
◎地方自治制度
◎教育及學術
◎基督教加特力教ノ傳播
◎露韓條約
◎萬國ノ韓兵教練士官
◎沿革ノ大要
◎道路
◎風俗
◎制度

目次終

特許發明明細書
實用新案公報
商標公報

發賣所　東京書院

東京市四谷區愛住町二番地
（電話特番町二一番）
（振替口座東京七九八三番）

會費送附方

肩書	東京市麹町區飯田町
番地	五丁目三十番地
宛名	監獄協會理事　藤澤正啓
振込局名	神田一ツ橋通郵便局

明治四十三年十月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地　豊野胤珍

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

發行所　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　監獄協會

印刷所　東京市四谷區荒木町二十七番地　東京書院印刷部

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第貳拾參卷第十號×明治四十三年十月二十日發行毎月一回二十日發行）